



連合大阪大阪南地域協議会

2025 (令和 7) 年度

政策・制度予算に対する要請回答

堺地区

要請行動日：2024 年 11 月 5 日 回答日：2025 年 2 月 5 日



【目次】

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策.....	- 1 -
2. 経済・産業・中小企業施策.....	- 5 -
3. 福祉・医療・子育て支援施策.....	- 8 -
4. 教育・人権・行財政改革施策.....	- 16 -
5. 環境・食料・消費者施策.....	- 20 -
6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策.....	- 23 -
7. 大阪南地域協議会統一要請.....	- 29 -
8. 堺地区協議会独自要請.....	- 31 -
《政策予算要請 用語集》.....	- 34 -

※回答は、連合大阪大阪南地域協議会ホームページにも掲載しています。
トップページの「政策要請」タブよりご覧いただけます。

<http://www.osaka-minami.net/>



1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1) 雇用対策の充実・強化について ★重点項目

①公・労・使による総合的な雇用・労働対策の協議について <補強>

総合的な雇用対策をオール大阪で検討していくため、「大阪雇用対策会議」の実務者会議を開催すること。また、今年「大阪版政労使会議」が開催されたが、継続的な賃上げに向けて市においても公・労・使の枠組みで共同宣言や連携協定の実施などの社会的メッセージ発信をおこなうこと。

(回答)

※下線部変更

【産業振興局 産業戦略部 雇用推進課】

本市も参画する「大阪雇用対策会議」については、会議構成団体の意向などを踏まえ、今後も引き続き連携・協力します。

また、本市は大阪労働局が設置する「大阪働き方改革推進会議」に参画しています。同会議の基本方針では、賃金引上げのための環境整備と生産性の向上、長時間労働の抑制及び人材確保といった相互に密接に関連する取組を一体的に実施することが重要としており、構成団体である国・地方自治体・労働団体・経済団体・金融機関などと情報共有や意見交換を行い、必要な取組を連携して行っています。

今後とも、関係機関と連携・協力し、全ての人材の活躍と雇用の確保を図る観点から有効性の高い取組を行います。

②人材の確保とマッチング機能の強化について <継続>

「大阪人材確保会議」で取り組みを進めている製造・運輸・建設業界だけでなく、インバウンド対応業種や医療・福祉の現場も含め様々な業界で人手不足が深刻化しているため、各業界での人材確保につながるよう企業と求職者のマッチング機能強化と併せ、定着支援の取り組みも早急に強化・推進すること。

(回答)

※下線部追加

【産業振興局 産業戦略部 雇用推進課、地域産業課】

本市では、さかいJOBステーションにおいて、若者や女性をはじめとした就職支援を行っています。

円滑な就労につなげるためには、労働環境を改善し求職者と事業者のミスマッチを解消することが重要な課題であり、セミナー開催などを通じ、市内事業者の働き方改革の推進を支援しています。

加えて、令和6年10月に新たな就職支援事業「キャリアナビさかい」を開始しました。同事業では、未就労女性や不本意ながら非正規雇用で働いている方に対する就職・転職支援、市内事業者に対する人材確保支援を一体的に行い、求職者と市内事業者のマッチングやその後の定着支援に取り組みます。

堺市産業振興センターにおいても、「さかいJOBステーション」「近畿職業能力開発大学校」「ポリテクセンター関西」「ポリテクセンター和歌山」など企業の人材確保の需要に応じた機関を紹介し、求人チャネルの拡充支援を行っています。

また、人材確保に向けた採用戦略や採用方法の確立、見直しなどのニーズには、「エキスパート派遣事業」により課題解決を支援しています。

これらの施策を通じて、全ての人が働きやすい職場環境を構築し、求職者への魅力を向上させることにより、多様な人材の確保や業種によるミスマッチの解消を図ります。

(2) 就労支援施策の強化について

①地域就労支援事業の強化について <継続>

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援ニーズに即した事業展開がされるよう、大阪府との連携を強化すること。

就職氷河期世代や、子育てや介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援、社会とつながる仕組みを含む施策を講じること。加えて、女性が困難を抱えやすいひとり親家庭への支援事業の総合的な就業施策を強化し、支援の必要な人へ情報が届くようアウトリーチ型の取り組みも強化すること。

(回答)

※従前と変わらず

【産業振興局 産業戦略部 雇用推進課】

本市では、「ジョブシップさかい（(公財)堺市就労支援協会）」内に堺市地域就労支援センターを開設

し、障害者・ひとり親家庭の親・中高年齢者など就職困難な方々に対し、就労相談や職業能力開発講座などの就労支援を行っています。55歳以上の求職者に対しては、ハローワークなどと連携して定期的に就職面接会なども実施しています。

また、就職氷河期世代やひとり親家庭の親の優先枠を設けた職業能力開発講座を実施し、就労支援の強化を図っています。

これらの事業実施に当たっては、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」や、本市が事務局を務める堺雇用労働推進会議（堺市域労働ネットワーク）などを活用し、国・大阪府・各市町村・経済団体・労働団体などの関係機関と情報交換を行いながら、連携・協力を図り、求職者への支援に取り組みます。

②障がい者雇用の支援強化について <継続>

大阪府内企業の法定雇用率達成に向け、特に雇用ゼロの中小企業においてマッチングの支援や、事例やノウハウを共有化し準備段階から採用・定着まで一貫した総合的な支援策を強化すること。

障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場・社会での障がい者就労への理解促進のための取り組みを推進すること。

(回答)

※従前と変わらず

【産業振興局 産業戦略部 雇用推進課】

本市では、障害者雇用の促進を図るため、障害者雇用に積極的に取り組む市内中小企業などを情報提供や奨励金の交付などにより支援する「堺市障害者雇用貢献企業認定制度」において、認定を行っています。

奨励金の交付対象に10年以上継続雇用している企業を設定するなど、長期の職場定着に対する支援も行っています。

加えて、ハローワーク堺などとの共催による障害者雇用の促進に関するセミナーや障害者就職面接会、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との共催による障害者の雇用管理に関する講座を定期的に開催しています。

また、既述の堺市地域就労支援センターにおいて、障害者など就職困難者の個別の状況に応じた就労相談や職業能力開発講座などの就労支援を行っています。

今後とも、障害者の雇用促進及び障害者それぞれの自立・就労に向けた各種支援を進めます。

③外国人労働者が安心して働くための環境整備 <新規>

地域で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、実効性ある共生支援策とするためのPDCAサイクルを構築するとともに、関係機関や大阪府と連携を強化し、状況把握・共有を図ること。

また、生活・働くうえで必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供すること。

(回答)

【文化観光局 文化国際部 国際課、産業振興局 産業戦略部 雇用推進課】

本市では、外国人市民が安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目的に、市立多文化交流プラザ・さかいを拠点として、法律や在留資格などの知見に基づく専門的な相談ができるオンライン相談会を大阪府国際交流財団と協働で開催するなど、他の関係機関と連携し、外国人支援を進めています。

次に、本市では、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通が図れるよう日本語教室を開催し、地域の一員として暮らせるよう支援しています。また、ボランティアの方が運営する地域日本語教室は外国人市民が日本語を継続的に学べる場であるだけでなく、社会的な孤立を防ぎ、文化や習慣など日本社会を理解し、地域社会に溶け込むための拠り所にもなっていることから、日本語教室を開催する民間非営利団体に対し1団体15万円を限度として、補助対象経費の2分の1以内を交付する補助制度を設けています。

以上のように、本市では、地域日本語教室を運営している民間非営利団体や専門家などとの連携を強化し、外国人市民を取り巻く状況把握に努め、引き続き外国人市民が地域に溶け込めるよう支援します。

また、市内企業を対象として、外国人材雇用支援セミナーを開催し、外国人雇用に向け、現状や法制度などの解説、人材定着に向け外国人労働者の育成方法などを説明しています。

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

①女性活躍・両立支援関連法の推進について <継続>

女性活躍推進法の周知・啓発を積極的に行うとともに、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を働きかけること。

また、堺市として特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく要因分析・是正に取り組むこと。

改正育児・介護休業法についても趣旨・内容を広く市民へ周知し、男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信など啓発活動を行い、「誰もが育児休業を取得できる」職場環境の整備に取り組むこと。

(回答)

※下線部追加

【総務局 人事部 人事課】

本市では、令和4年3月に特定事業主行動計画として「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」を策定し、役職者に占める女性の割合を令和7年度までに32%以上とする目標を定め、意欲と能力ある女性職員の積極的登用に取り組んでいます。

あわせて、男性職員の育児参画の更なる推進を図るため、本市独自の強化策・堺モデル（フレキシブル・ワークの導入、テレワークの要件緩和、育児休業制度の改正）を実施するほか、育児に関する休暇・休業制度の周知や男性の育児参画に対する理解促進、職場体制の充実などに取り組んでいます。

なお、市ホームページにおいて、計画目標の達成状況と併せて、給与の男女差異の状況やその要因などを公表しています。

今後も、女性職員が個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境の整備など、職員が仕事と子育てなどを両立できる環境整備に向けて取り組みます。

【市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課】

本市では、女性の積極的な採用や登用、長時間労働是正などの働き方改革に向けた取組、性別役割分担意識の見直しなどの職場風土改革に関する取組、自社の課題解決に必要な取組を行い、女性の活躍推進に意欲的な事業所を「さかい『働コミ』 Company」として登録し、その好事例を市ホームページや展示などで情報発信し、事業主などへの意識啓発を行っています。

今後も、女性活躍の推進や多様で柔軟な働き方の推進などにより、男女ともに仕事と家庭の両立ができ、女性をはじめ全ての人が自分らしく働き続けられる職場環境整備に向けて取り組みます。

【産業振興局 産業戦略部 雇用推進課】

「育児・介護休業法」による育児休業の制度などについては、ポスター、チラシなどに加え、市ホームページやメールマガジンにより周知を図っています。

あわせて、市内事業所の人事担当者などを対象に「仕事と育児・介護・治療の両立支援 助成金活用セミナー」を開催し、従業員300人超企業の男性育児休業取得率公表義務化など法改正の周知や働き方改革推進に向けた情報提供を行っています。

今後も、男性の育児休業取得の推進などにより、男女ともに仕事と育児などの両立ができ、女性をはじめとする様々な人材が働きやすい職場環境の整備に向けて取り組みます。

②女性の人権尊重と被害への適切な対応について <継続>

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう各方面に働きかけること。

改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的な取り組みをすすめるとともに、「性暴力救援センター・大阪SACHI CO（松原市）」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターの設置を関係機関に働きかけること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジ

エンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

(回答)

※下線部追加

【市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課、健康福祉局 健康部 健康医療政策課、こころの健康センター、子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課、子ども家庭課】

本市では、暴力による支配関係のない、男女共同参画社会の実現に向けて策定した「第5期さかい男女共同参画プラン」の基本方針の一つに「暴力の根絶と被害者支援」を掲げ、DVや性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどをはじめとした暴力の防止に向けて、暴力を許さない意識の醸成など様々な取組を進めています。各取組の実施に当たっては、国や大阪府の動向を踏まえながら、市民や関係団体、関係機関、事業者と連携して推進しており、関係法令や国・大阪府のプランについては、市ホームページに掲載し周知を図っています。

さらに、性暴力被害を受けた方が身近なところで支援を受けられるように、本市では、堺市立総合医療センターが性暴力救援センター・大阪（SACHICO）の協力医療機関となっており、女性職員が24時間365日対応する性暴力被害者受診専用ホットラインを開設し、SACHICOと連携しながら被害者支援に取り組んでいます。

また、こころの健康センターでは、18歳以上の性暴力被害に遭われた女性のための心理カウンセリング事業を実施し、性暴力に遭われた方の悩みが軽減するよう寄り添った心理的支援を提供しています。

「特定妊婦」に対する支援については、妊娠を届け出た妊婦全員に保健師や助産師などが面談を行い、出産前に特に支援が必要と認められる特定妊婦などに該当する場合は、要保護児童対策地域協議会で支援内容の協議を行い、関係機関が連携して支援計画を策定し、適切な保護や支援を行っています。

DVを含む人権侵害などについては、DV被害者などが早期に適切な支援を受けられるよう、相談窓口を広報さかい・市ホームページ・SNSなど様々な媒体により市民に広く周知し、加えて、市職員がDV被害者などの立場に配慮して職務を行うことができるように、職員研修を実施しています。

今後も、女性をはじめ全ての人の人権が尊重される男女共同参画社会の実現をめざし、様々な取組を推進します。

③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて <継続>

「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・市民が一体となって意識変革のための啓発活動に取り組むこと。

加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい公共施設（多目的トイレ等）の整備に取り組むこと。

(回答)

※従前と変わらず

【市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課、人権推進課】

本市では、これまでに性の多様性に関する理解を深める取組として、本市のイベントにおけるパネル展示、市民向けの講演会や映画上映会の開催などの啓発事業を行っています。

また、市内施設については、全ての人が安全かつ安心して利用できる施設の設置につながるよう庁内関係課や事業者など各整備主体に対し、ジェンダーの視点やダイバーシティ推進の必要性の理解促進に努めます。

今後もLGBTQなど性的少数者の方々に対する市民や企業の理解促進に努め、全ての人が自分らしく生きられる社会の実現をめざします。

(4) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について <継続>

就職活動中の学生や顧客・取引先などの第三者に対するハラスメントも含まれることも踏まえ、特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が多様な相談窓口アクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口が設置されるよう働きかけを行うこと。

(回答)

※下線部追加

【産業振興局 産業戦略部 雇用推進課】

本市では、ハラスメント防止に向け、市ホームページやメールマガジンなど各種の広報媒体を活用し、中小企業を中心とする市内企業等へ法制度や事業主として講ずべき措置等について、積極的に周知を行っています。

また、働く中での相談窓口として、市役所本庁舎や堺区を除く各区役所・サンスクエア堺に労働相談窓口を設置しています。対面だけでなく電話でも相談できるよう運用しており、ハラスメントなどの労働に関する相談を受け付けています。

引き続き、ハラスメント防止などの取組を進め、労働環境の改善を図ります。

(5) 治療と仕事の両立に向けて <継続>

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小企業に浸透するよう、関係団体と連携して周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。

事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。

(回答)

※従前と変わらず

【産業振興局 産業戦略部 雇用推進課】

本市では、市ホームページをはじめとする各種の広報媒体を活用し、治療と職業生活の両立についての情報提供に取り組み、「仕事と育児・介護・治療の両立支援助成金活用セミナー」を堺経営者協会と連携し開催するなど、事業主に対し啓発を行っています。

今後とも、庁内外の関係機関と連携しながら、市内事業所などにおいて、テレワークなどの新たな働き方を含め、病気を抱える労働者の方にとって、就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう啓発を行います。

【健康福祉局 健康部 健康推進課】

本市では、医療機関やがん患者及び家族で構成される団体などと連携し、がん患者及びその家族などからの相談に対応しています。これらの取組については、本市ホームページなどにより広く市民に周知しています。

また、連携しているがん診療連携拠点病院のがん相談支援センターでは、治療と仕事の両立に関する相談にも対応しています。がん患者が適切な支援を受けられるよう、市内5箇所のがん診療拠点病院との連携体制の充実を図っており、多様なニーズの支援につながるよう関係機関が連携して患者支援に取り組んでいます。

さらに、企業などと連携して、労働者の健康増進につながる取組を支援します。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

①「中小企業振興基本条例」の制定促進と施策周知について <継続>

中小企業振興基本条例の制定に向けた審議会や振興会議等の環境整備を促すこと。条例策定においては、地域での労働組合・労働団体の参画と役割について言及すること。

また、中小企業振興策において、中小企業などへの人材確保・人材育成支援やDX導入支援など具体的な振興策の検討や、行政の各種支援策の周知と利用拡大により、取り組みの実効性を高めること。

(回答)

※下線部追加

【産業振興局 産業戦略部 産業企画課、地域産業課】

本市では、「堺市基本計画 2025」や「堺産業戦略」において、産業振興に関する方針を定め、これらの方針に基づき、経営基盤の強化や人材確保の支援など中小・小規模企業に対する各種施策を臨機応変に展開しています。

中小企業などへのDX推進支援については、社内のデジタル人材を育成することを目的に行う研修などの費用の補助や経営基盤の強化を図ることを目的にデジタルツールを活用して、将来にわたり継続的に自社の業務の成長・発展に取り組む費用の補助を行っています。

また、堺市産業振興センターに設置している産業DX支援センターにおいて、市内中小企業のデジタル化などを支援するため、専門家による個別相談やデジタル人材育成などをテーマにしたセミナーなどを行っています。

今後とも、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に中小・小規模企業を支援することで、地域経済の活性化を図ります。

②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について <継続>

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府と連携して図ること。また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。

(回答)

※従前と変わらず

【産業振興局 産業戦略部 地域産業課】

本市では、堺市産業振興センターを中心に、市内中小企業の総合的支援を行っています。その中で、人材育成事業として市内中小製造業の将来を担う経営者、後継者を対象に、先進的な企業の取組に学び、自社の課題解決に向けたプラン策定支援を行う「中小企業経営学舎（旧：ものづくり経営大学）」を開講しているほか、新製品・新技術の開発などに対応できる人材を育成するため、大阪産業技術研究所の協力のもと、「産業技術セミナー」などを実施しています。

また、上記項目以外にも、中小企業診断士など有資格者の登録専門家（登録者数100名程度）を派遣する「エキスパート派遣事業」では、経営戦略や事業計画立案などの支援、組織改善の取組支援など中小企業の経営課題などの解決を支援しています。

こうした取組を通じ、引き続き、中小企業の経営基盤強化に努めます。

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について <継続>

工業高校や工業高等専門学校の専攻科なども活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、技能五輪大会や行政の支援策を広く周知広報すること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。

(回答)

※従前と変わらず

【産業振興局 産業戦略部 地域産業課】

本市では、大阪産業技術研究所の協力のもと、堺市産業振興センターにおいて、中小企業の技能伝承と後継者育成のため、製造業の若手社員の方などを対象として、新製品・新技術の開発などに対応できる知識やノウハウを習得する「産業技術セミナー」を開催しています。

加えて、堺溶接工業協会・堺商工会議所と協力し、「堺市溶接技術コンクール」を開催するなど、溶接技術水準の向上と溶接技術者の技能向上のための支援をしています。

今後も中小企業の経営基盤を強化するため、国・大阪府などの支援機関と連携を強化し、技能の継承と技術者育成支援を図ります。

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて <継続>

「BCP策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対し、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させるための連携策を強化すること。

(回答)

※従前と変わらず

【産業振興局 産業戦略部 地域産業課】

今後とも、関連支援機関と連携し、BCP策定の重要性や有効性などの周知を図り、市内中小企業がスムーズにBCP策定に取り組めるよう、専門家を派遣するなど積極的な支援を講じます。

(2) 取引の適正化の実現に向けて <継続> ★重点項目

府内企業における、働き方も含めた取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みを推進・拡大するため働きかけること。特に、大手企業・中堅企業への働きかけを行い、「パートナーシップ構築宣言」「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性を高めること。

また、中小企業の働き方改革を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し「価格交渉の指針」の周知徹底や「しわ寄せ」防止、各種支援策の利用拡大を図ること。

(回答)

※従前と変わらず

【産業振興局 産業戦略部 地域産業課】

堺市産業振興センターでは、国や大阪府などが適正な下請取引を推進するために設置する専門相談員による相談窓口「下請けかけこみ寺」や各種セミナーについて、センター発行のメールマガジンや企業面談時に周知し、適正な下請け取引を推進しています。

(3) 公契約における取引の適正化の実現に向けて <新規>

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。

(回答)

【財政局 契約部 契約課、調達課】

本市が発注する建設工事においては、下請代金支払遅延など防止法、下請中小企業振興法及び下請適正取引などの推進のためのガイドラインなどの趣旨を踏まえ、受注者に対して、「全ての下請負人に対し、建設工事の請負代金・賃金の不払など、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること」や「下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること」など元請下請取引の適正化に努めるよう要請しています。また、賃金、物価などの急激な変動に対応するため、協議により契約金額の変更ができる制度として、インフレスライドなどの取扱いを工事請負契約約款において規定しているほか、国からの通知に基づき、特例措置の適用による最新の労務単価を反映した変更契約を行っています。

業務委託契約においては、再委託を原則認めていませんが、業務の内容・性質から業務の一部を再委託する相当の理由について本市が認めた場合に限り、一部再委託することを可能としています。この場合においても、契約書に日本国の法令の遵守を明記し、受注者に対して下請代金支払遅延等防止法などの関係法令に基づく適正な下請取引を義務付けています。また、適正な取引価格の確保に当たり、原材料及び人件費などの最新の実勢価格などを踏まえた予定価格の積算を行っているほか、一部業務においては最低制限価格の設定や、工事請負契約と同様に特例措置の適用を行っています。

本市の発注事務においては、下請法など関係法令の遵守を徹底し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などを踏まえて、引き続き取引の適正化に取り組めます。

(4) 公契約条例の制定について <継続>

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることによって住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」(ILO第94号条約型)の制定を推進すること。

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえて、公契約締結においては人権デュー・デリジェンスへの配慮を確保すること。

(回答)

※下線部追加

【財政局 契約部 契約課、調達課】

公契約条例については、以前から、国の動向や他都市の状況を注視しつつ、条例制定の要否などに関する研究をしてきましたが、最低賃金を始めとする賃金・労働条件の基準などの整備については国の施策において実施されるべきものであると考えており、公契約条例の制定については慎重に検討する必要がありますと認識しています。

引き続き、業務に関する法令などに違反した企業の入札参加については、「堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱」に基づき、厳正に対応するなど、公契約における適正な労働環境及び適正な履行の確保に向けて取り組みます。

(5) 海外で事業展開を図る企業への支援 <継続>

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準(結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除)遵守の重要性について周知徹底すること。また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

(回答)

※下線部追加

【産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室、雇用推進課】

海外での労働基準の遵守の周知徹底については、法令順守はもとより労働者保護や人権擁護の観点などから重要であるため、様々な機会を捉えて周知徹底を図るよう検討します。

販路開拓など海外への事業展開を図ろうとする市内中小企業に対しては、JETROなどの関係機関と連携し、海外展開に向けた取組の支援や事業展開を想定する地域のビジネス情報の発信を行っています。

【市民人権局 ダイバーシティ推進部 人権推進課】

本市では、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」に基づき、人権施策に取り組んでいます。また、令和3(2021)年3月に策定した「堺市基本計画2025」においても、全ての施策を平和と人権を尊重する視点を持って進めることを掲げています。

憲法週間、人権週間などにおける啓発を実施し、また、市ホームページや広報さかい、令和6年度新たに開設したInstagramなどの媒体を活用し、人権の大切さについて広く周知を行っています。

人権デュー・デリジェンスの必要性については、本市と連携する市内人権団体が「ビジネスと人権」と題した研修会を開催し、当該団体の加入事業所に対し啓発を行いました。

今後もより一層、誠実に施策を推進することにより、全ての人の人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざします。

(6) 産官学等の連携による人材の確保・育成 <継続>

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。

(回答)

※下線部追加

【産業振興局 産業戦略部 地域産業課】

本市では、令和6年3月、本市は大阪公立大学と「未来を切り拓く力を育む人材育成の推進」などについて新たな包括連携協定を締結しました。「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取組も参考に、産学官連携により地域を支える産業人材の育成に取り組めます。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について <継続>

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例提供など支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うこと。

大阪府に対しては、人員確保に必要な財政支援の拡充を求めること。

また、NPO法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用すること。

さらに、生活基盤である住居を確保するため、賃貸住宅登録制度の周知や、登録住宅の改修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援を推進すること。

(回答)

※従前と変わらず

【健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課、建築都市局 住宅部 住宅施策推進課】

本市では、平成26年度から生活困窮者自立相談支援機関として「堺市生活・仕事応援センターすてっぷ・堺」を堺市社会福祉協議会への業務委託により開設しています。

厚生労働省などが実施する生活困窮者自立支援事業従事者向け研修への職員派遣や支援調整会議の場を通じた助言・指導など、相談業務に従事する職員に係る支援の質の向上に向けた取組を継続して行います。

事業に必要な財源支援については、大阪府市長会において、事業費の国庫負担基準額の上限の撤廃を国に要望しています。

支援に当たっては、庁内関係部署との連携の他、NPO法人・社会福祉法人・生活協同組合など行政機関以外の社会資源を活用し、連携することで、多様な支援ニーズに対応しています。また、個別の支援のなかで住居の確保に課題がある場合は、居住支援法人と連携しながら支援しています。

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度について、不動産団体を通じて民間賃貸住宅所有者への登録促進の協力依頼を行っています。また、住宅部局と福祉部局が連携し、住宅確保要配慮者向けの住まい探し相談会を開催しています。

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について <継続>

がん早期発見のため、若年代から毎年受診できるよう検診制度を改定し、市民の特定健診や各種がん検診の受診率向上を図ること。A Y A世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。

また、大阪府と連携し、「健活10」「おおさか健活マイレージ“アスマイル”」等の取り組みを充実し、市民により広く周知すること。特に、高齢者の健康増進・孤立防止の取り組みを強化し、長期的な視点での介護保険負担の軽減につなげること。

(回答)

※下線部追加

【健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課、健康部 健康推進課】

本市のがん検診については、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診の実施のための指針」に基づき実施しており、検診種別に応じて、対象者年齢及び実施回数（受診間隔）を定めています。また、本市の実施する特定健康診査については、高齢者の医療の確保に関する法律第20条に基づき40歳以上の加入者に対して実施しています。今後引き続き、特定健診とがん検診を同時に受診できることを啓発するなど、受診率向上に努めます。

A Y A世代に対しては、市内の事業所や大学などと連携しながら、がん検診をはじめとしたがん予防及びがん啓発の実施、大阪府が実施する「がん患者等妊よう性温存治療費等助成事業」などA Y A世代に関連する情報発信、堺市のがん患者と家族の会を通じた相談支援などを実施しています。

今後も、堺市がん対策推進条例に基づき、がん検診を始めとした様々ながん対策事業を推進します。

また、おおさか健活マイレージ「アスマイル」については、市民の自発的・継続的な健康活動を促す上で有用なアプリと考えており、本市では従来から60歳以上の市民に対し独自のポイントを付与するなど、市民への周知を行ってきました。今後も健康長寿の実現に向けた健康増進施策の一環として、同アプリの周知に取り組みます。加えて、身体活動、社会参加、食生活・口腔機能というフレイル予防に有効な要素を取り入れ、高齢者が効果的に介護予防に取り組むことができる仕組みの構築を進めます。

(3) 医療提供体制の整備に向けて ★重点項目

①医療人材の勤務環境と処遇改善について <継続>

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。医療従事者の質上げに向けて、ペースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。

また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、大阪府や医療機関と連携し構築すること。保健所の体制整備に努めること。

(回答)

※下線部追加

【健康福祉局 健康部 健康医療政策課、保健所 保健医療課】

市内唯一の公立病院である堺市立総合医療センターは、独立行政法人堺市立病院機構が運営を担っています。本市では、同機構に対し、設立団体からのミッションとして第4期中期目標を定め、その中の

「やりがいを感じ働くことができる職場環境の整備と運用」や「働きやすい病院運営」という項目において、職員の働きやすい職場環境整備やキャリアアップ支援などに取り組むよう指示しています。同機構では、短時間労働制や院内保育所の整備、また職員のキャリアアップにつながる研修受講の支援などに取り組んでいます。医療従事者の賃上げについては、令和6年度診療報酬改定を受け、ベースアップのための手当を新設し、対応しています。

また、市内医療機関における看護人材の確保に向け、堺市医師会が運営する堺看護専門学校を支援しています。当該学校では、潜在看護師を対象とした復職支援事業も実施しており、平時から堺市医師会と連携しながら看護人材の確保に努めています。

今後発生する恐れのある大規模災害や新興感染症に備え、市民の命と健康を守るため、医療機関などとの連携により適正な医療提供体制を構築し、保健所体制の整備に努めます。

② 医師の偏在解消と地域医療体制の向上にむけて <継続>

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、医師不足が懸念される救急科や産科、小児科等の医師確保に向けて大阪府と連携して取り組むこと。

医療の地域間格差解消に向け、地域の医療ニーズや二次医療圏内での病床機能確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築すること。

また、新たな感染症の感染拡大時における医療体制を考慮し、急性期・回復期・慢性期まで、切れ目なく必要な医療が提供されるよう、「医療機関の機能分化と連携」、「医療と介護の連携」、をそれぞれ推進すること。

(回答)

※従前と変わらず

【健康福祉局 健康部 健康医療政策課】

医師の偏在に関しては、大阪府において「大阪府医師確保計画（令和6年3月）」及び「大阪府外来医療計画（令和6年3月）」を策定しています。これらの計画に基づき、大阪府においては女性医師の復職支援研修などの施策を実施し、不足が懸念される診療科の医師確保にも取り組んでいます。本市においても、大阪府と連携の上、大阪府堺市保健医療協議会において堺市二次医療圏の病床機能などの実態を検証し、効率的、効果的な医療提供体制の構築へ向けて議論を進めています。

医師の偏在に関する課題は、診療科偏在や地域偏在など、市町村単位の対応で完結するものではなく、広域的観点が必要となる施策分野です。国の役割、都道府県の役割、市町村の役割を整理しながら、大阪府と連携し地域医療体制の充実を図るなど、本市として必要な役割を果たします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の経験を活かし、「医療機関の機能分化と連携」、「医療と介護の連携」を推進します。

（4）介護サービスの提供体制の充実に向けて ★重点項目

① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて <継続>

人材確保に向け、奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付け、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。

すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、前歴加算も含めた事業所による介護職員等処遇改善加算の取得に加え、上位区分の加算取得を支援すること。

とりわけ加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含め対応を強化すること。また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

(回答)

※下線部追加

【健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課、介護事業者課】

介護職員の定着・離職防止などについて、本市では介護事業所職員を対象とした研修や表彰・発表会の実施・介護の仕事の魅力発信を通じて介護人材の定着支援を行っています。その他、集団指導及び運営指導を通じて、介護職員の資質向上に向けた研修の機会を確保するよう周知しています。

加えて、賃金など労働条件の改善に向け、介護サービス事業所などを対象に市ホームページによる情報提供など、介護職員等処遇改善加算の取得促進に努めています。当該加算の新規取得や上位の加算区分への移行に向けた働きかけも行っており、加算取得促進に係る取組について検討しています。

また、令和4年度以降全ての介護サービス事業者には職場におけるハラスメント防止措置として、事業主のハラスメントに関する方針などの明確化及び当該方針などの従業者への周知及び啓発並びに相談対応窓口の整備などが義務付けられました。本市では、市内介護サービス事業者に対し集団指導による啓発や運営指導による対応状況の確認、必要に応じて改善指導を行っています。

②地域包括ケアの推進について <継続>

地域包括ケアの推進に向け、地域包括支援センターが住民のニーズに則した機能を発揮できるよう、大阪府と連携して整備すること。地域包括支援センターの機能・役割の住民への周知・広報を強化し、労働者が介護と仕事を両立できるよう知識・サービスを提供すること。

また、地域包括支援センターを拠点に高齢者と子どもの積極交流など、福祉分野の横断的な活用施策の検討を行うこと。

地域包括ケアシステムの中核機関として、各市町村に最低1カ所は、直営の地域包括支援センターを設置し、行政と福祉の連携を強化すること。

(回答)

※下線部追加

【健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課】

本市では、委託により各区に1カ所の基幹型包括支援センターと市内21の日常生活圏域に地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターが高齢者にとってより身近な相談窓口となり、多様化・複合化する高齢者や家族のニーズに的確に対応できるよう、地域相談窓口の設置や人員体制の強化にも取り組んでいます。

地域包括支援センターの機能や役割については、広報さかいや市ホームページ、リーフレットだけではなく、同センター職員が積極的に地域に赴き、民生委員・児童委員を始めとした地域の支援者と顔の見える関係を構築しながら、周知を行っています。また、本市では、日常生活圏域コーディネーターが様々な主体が参加する地域活動の活性化に取り組んでおり、地域包括支援センターとも連携を図っています。

今後も、各小学校区で活動を行っている校区福祉委員会などとも連携し、地域での世代間交流を進めるなど、地域福祉活動への支援に取り組めます。

なお、基幹型包括支援センターには市から保健師を派遣しており、行政と随時連携しながらセンターを運営しています。今後も引き続き、行政・基幹型包括支援センター・地域包括支援センターが連携しながら必要な取組を進めます。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて ★重点項目

①保育士等の確保と処遇改善に向けて <継続>

保育・幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善をし、人材を確保すること。職場での定着率を上げるために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を積極的に行うこと。

また、保育士確保へ向け大阪府と連携しての助成金創設や、「保育士宿舍借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。

加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施に取り組むこと。

(回答)

※下線部追加

【子ども青少年局 子育て支援部 幼保政策課、幼保運営課、幼保支援課、教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課】

安全・安心な教育・保育を実施する観点からも、保育士が働きやすい職場環境を整備し、就業継続や保育士の資質向上を図ることが必要と考えています。そのために、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた公定価格上の加算や技能・経験に応じた追加的な加算について、市も応分の負担を行っており、処遇改善の更なる拡充について、国にも働きかけています。

また、市独自の制度として、国の公定価格を上回る職員配置を可能とする補助項目を多く設定しているほか、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育補助者の雇上げに対する補助などの就業環境改善によって、業務負担の軽減に取り組む施設への補助を行うなど、保育士の処遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境を整えることができるよう努めています。

保育人材の確保については、潜在保育士などを対象に就職準備金の貸付や宿舍借上げ支援、就職あっせんや現場体験の機会の提供などを行っています。また、学生を対象に学内での相談会やセミナー、若手保育士との交流会を開催するほか、養成施設と民間教育・保育施設を対象に意見交流会などを実施しています。今後、指定保育士養成施設や民間関係団などとの連携を強化し、行政だけでなく、民間の取組も含めて効果的な情報発信を行うなど、引き続き質の高い保育人材の確保に向けた支援を行います。

なお、研修については、市内の教育・保育施設の職員を対象に、保育に関する専門知識や技術について幅広く学びながら、自らのスキルアップやキャリアアップに資するものとなるよう経験年数や専門分野別に様々な講座などを企画・実施しています。

運営事業者向けの説明会などにおいても、これら制度内容の周知を図り、民間保育事業者からの意見や要望も聴きながら、内容の更なる充実に努めます。

放課後児童対策等事業は、本市の事業として安全・安心に利用していただけるよう、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいた業務仕様書により、民間事業者へ委託して実施しています。本事業の指導員は、運営事業者が雇用する職員であり、雇用条件などは運営事業者が就業規則などにより定めていますが、運営事業者の選定に当たっては、指導員の処遇や人員確保、育成方策をはじめ、総合的な運営内容を審査しています。

指導員の配置については、条例に基づき、支援の単位ごとに2人としており、そのうち1人を放課後児童支援員としています。

業務運営に必要な研修については業務仕様書に規定し、各運営事業者において研修を実施しているほか、大阪府が実施する放課後児童支援員等資質向上研修などの各種研修の情報を各運営事業者へ案内しています。

なお、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業は実施していませんが、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を活用した処遇改善については、令和4年10月の子ども・子育て支援交付金移行後も、運営事業者を通じて支給しています。

②待機児童、潜在的（隠れ）待機児童の減少に向けて <継続>

大阪府と連携して、計画的に保育園増設・保育士確保などを整備すること。

すべての子どもが希望する保育所等へ入所できるよう意向を把握したうえで入所審査を厳格化し、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実などを行うこと。また、医療的ケア児を含む障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること。

(回答)

※下線部追加

【子ども青少年局 子育て支援部 幼保政策課、幼保運営課、幼保支援課】

待機児童の解消については、これまで私立幼稚園の認定こども園への移行、「大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金」などを活用した既存施設の増改築並びに幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業所の新設などにより受入れ枠の拡大を行ってきました。また、受入れ枠の拡大と併せて、市内民間保育施設に就職した保育士養成施設の新卒者を対象に就職支援金を交付するなど、保育士などの確保を集中的に推進しました。

その結果、令和3年から4年連続で待機児童数ゼロを達成しました。引き続き、保育需要の動向を見極めながら、必要な受入れ枠及び保育士などの確保に努めます。

また、施設に対しては、指導監査のほか、小規模保育事業所などを巡回して保育に関する様々なアドバイスなどを行う巡回支援及び小規模保育事業所の連携施設設定の取組強化などにより、保育の質の向上に努めています。

障害のある児童については、医療的ケアの有無に関わらず集団生活において個々の発達に応じた支援を実施し、特別支援保育の充実を図っています。

なお、きょうだいで同一施設の利用を希望する場合は、利用調整において加点を行っています。

③市町村子ども計画の策定に向けて <新規>

「子ども計画」策定にあたっては、障がいの有無や生活困窮にある子どもたちを含めたすべての子どもたちが公平な教育が受けられるよう生活実態の調査等を行い、実効性のある計画を策定すること。

困難を有する子ども・若者とその家族の支援にあたっては、福祉と教育の連携など、ライフサイクルを通した切れ目のない支援を行うこと。

(回答)

【子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課】

本市では、こども基本法の趣旨を踏まえ、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案した「堺市こども計画（令和7年度～令和11年度）」を令和6年度中に策定することを予定しています。

計画をより実効性のあるものとするべく、令和5年12月から令和6年1月にかけて、子育て世帯の経済状況・生活状況・こどもへの影響・支援ニーズなどを把握するための「堺市子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

調査結果を踏まえ作成した計画案では、貧困・児童虐待・障害など、様々な支援を必要とするこどもと家庭への支援を施策の柱の1つとして掲げることを予定しており、福祉・教育などの関係部局と連携し、こどもの成長過程全体を通した切れ目のない支援を推進します。

④地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて <継続>

病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様な保育サービス拡充のための財政支援を行うこと。保護者の意向や状況を把握し、多様な保育サービスが実施可能な施設の拡大に伴う保育士・看護師確保の支援を行うこと。

また、病児・病後児保育について、空き状況や予約をネット対応可能なシステムの拡充を推進していくこと。

さらに、小1の壁を越えて継続就労ができるよう、放課後児童クラブの時間延長や子ども預かり施設への支援を行うこと。

(回答)

※下線部追加

【子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課、子育て支援部、

幼保政策課、幼保運営課、教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課】

延長保育・夜間保育・休日保育については、事業の円滑な実施が図られるよう必要な財源の確保などに努めています。

保育人材の確保については、潜在保育士などを対象に就職準備金の貸付や宿舍借上げ支援、就職あっせんや現場体験の機会の提供などを行っています。また、学生を対象に学内での相談会やセミナー、若手保育士との交流会を開催するほか、養成施設と民間教育・保育施設を対象に意見交流会などを実施しています。今後も、指定保育士養成施設や民間関係団などとの連携を強化し、行政だけでなく、民間の取組も含めて効果的な情報発信を行うなど、引き続き質の高い保育人材の確保に向けた支援を行います。

また、看護師などの雇用についても、利用するこどもの健康管理や保育を推進するため、一定時間以上の勤務を条件として、経費補助などを実施しています。

今後も、施設関係者や保護者などからのご意見も踏まえながら、多様な保育サービスの実施に向けた支援などを行います。

病児・病後児保育施設数については、市内の出生数や実際の利用者数など施設の受入状況などを踏まえて必要量を検討し、外部有識者で構成する「堺市子ども・子育て会議」でご議論いただき、現在5か所に設置しています。あわせて市内全域を対象とする訪問型病児保育事業も実施しており、ニーズ量に対しては既存施設数で対応できていると考えています。

病児・病後児保育施設の空き状況については、「親子さかすくナビ」にてご確認いただけます。病児の受入れに当たっては、児童を安全に保育・看護するために病状などの聴き取りを行っており、システムの整備については、他市での導入事例を参考に検討しています。

また、本市の放課後児童クラブでは、平成27年4月実施の「子ども・子育て支援新制度」において、『小1の壁』の解消が求められたことから、平成27年度から希望者には19時までの時間延長を実施しています。

なお、こども家庭庁の全国調査では、令和6年における放課後児童クラブの平日の終了時刻は、17時までは0.3%、17時を超えて18時までは16.5%、18時を超えて18時30分までは21.5%、18時30分を超えて19時までは54.3%、19時を超えるものが7.4%となっており、本市の実施状況は他自治体と比べて遜色ないと考えています。

⑤企業主導型保育施設の適切な運営支援について <継続>

企業主導型保育施設については、保育の質を確保するため認可施設への移行を進めるとともに、地域利用枠を拡大するなど地域貢献にもつなげるよう働きかけること。

(回答)

※従前と変わらず

【子ども青少年局 子育て支援部 幼保政策課、幼保支援課】

企業主導型保育事業については、地域のお子さんの受入れ枠を、定員の50%以内で設定することが可能となっていることから、保育の受け皿の計画的な整備を補完するものとして考えています。

現在、企業主導型保育事業実施施設は市内に29か所あり、毎年、『運営状況報告』の提出を受け、児童福祉法に基づく立入調査を実施しています。

企業主導型保育事業の助成決定などに対しては、自治体の意見を反映できる仕組みの整備を国に求め、保育事業者との事前相談などの機会を通じて確認を行った地域の保育ニーズ、運営の安定性及び提供される保育の質を踏まえて推薦を行い、その内容が助成決定などをする上での加点要素となる制度が運用されていました。なお、現在、国で企業主導型保育事業の新規事業者の募集は行っていません。

⑥子どもの貧困対策と居場所支援について <継続>

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき実効性のある対策と効果の検証を行うこと。

困窮家庭における相談窓口を一本化し、必要な支援が確実に享受できる体制を整備すること。就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、アウトリーチ型の支援や土日祝や夜間での相談体制の充実、行政手続きの簡素化を行うこと。

「子ども食堂」が地域における子どもや子育て世帯の居場所となるよう、学校・企業・福祉などと連携したネットワーク構築へ向け取り組みを支援すること。

(回答)

※下線部追加

【子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課、子どもの未来応援室】

本市では、こどもの貧困対策の推進を「堺市子ども・子育て総合プラン」(計画期間：令和2年度～6年度)の重点施策に位置づけ、計画的な取組を推進しています。また、令和6年4月に子どもの未来応援室を設置し、こどもの貧困・貧困の連鎖解消に向けて組織横断的な連携を強化しています。

困窮家庭への相談支援は、困窮の状況や課題に応じた適切な支援を行うため、区役所の関係部署や生活困窮者自立相談支援機関と連携して行います。また、ひとり親家庭の方が必要な支援を利用できるよう令和6年度から児童扶養手当の新規申請時や現況届出時のアンケートによりニーズを把握し、個別に支援情報をメールで提供するなど支援情報の周知を強化しています。

さらに、母子家庭等就業・自立支援センターや家計相談において一部休日や平日夜間の相談を行っており、「ひとり親×仕事」サポートLINEにおいては平日の他、土・日・祝日も朝6時から深夜1時までLINEを使った就業相談を行っています。各支援の利用申込に関して、電子申請の導入を進めるなど 手続の簡素化や利便性の向上にも努めており、 今後も、就労しているひとり親家庭の方が支援を利用しやすくなるよう取組を進めます。

こども食堂については、地域の身近な場所で子どもや子育て世帯が安心して利用できる居場所として、その活動の輪を広げ、支えるため、平成29年度に「さかい子ども食堂ネットワーク」を構築し、寄附・食材提供のマッチングや食品衛生などに関する研修会の実施など、こども食堂への様々なサポートを実施しています。

また、ネットワークにおいては、こども食堂の運営団体のみならず、大学や民間企業など様々な団体が参画し、つながり、連携してこども食堂の活動を支えています。

今後も、各こども食堂が継続して活動し、こどもや子育て世帯が安心して利用できるよう、ネットワークを通じた効果的な支援に努めます。

⑦子どもの虐待防止対策について <継続>

子どもの権利条約およびこども基本法の内容・理念を周知し普及に努めること。

児童虐待の相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的取り組みや介入徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。あわせて、児童相談所の権限を強化するよう、国に強く求めること。

また、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。

(回答)

※下線部追加

【子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課、子ども相談所 育成相談課】

虐待の早期発見・早期対応のため、児童虐待を見かけたり疑いを持ったりした場合にはためらわず通告いただくよう児童虐待防止推進月間の11月を中心に関係機関と協働して啓発活動を行っています。

DVから児童虐待が明らかになる場合や、その逆の場合も多く、両者は関係性が深いことから、本市では、「子どもに対する虐待・女性に対する暴力を許さない社会」をめざして、オレンジ&パープルリボンキャンペーンとして啓発事業を実施しています。

また、令和元年8月に設置された大阪児童虐待防止推進会議において、重大な児童虐待ゼロに向けて、児童虐待の未然防止にオール大阪で取り組んでいます。

子ども相談所では、こどもの安全確保を最優先としてリスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には、躊躇なく一時保護などの適切な対応を行っています。

人員体制については、児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員し、人材育成に取り組むことで、迅速な対応に努めています。

なお、全国児童相談所長会を通じて国に対し、児童相談所の機能強化などに関し要望しています。

⑧ヤングケアラーへの対策について <継続>

各種の実態調査を踏まえた課題把握により、迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。

地域包括支援センターを拠点に福祉・介護・医療・教育等の様々な機関と連携を強化し、早期発見が可能な仕組みを構築し、重層的支援体制を整備すること。また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

(回答)

※下線部追加

【健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課、子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課、教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課】

ヤングケアラーへの支援については、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会・重層的支援体制整備事業などを活用して、学校をはじめとする関係機関と連携し、個々の課題に応じて必要な福祉、介護、医療などのサービスにつなげています。

また、こども・若者の総合相談窓口である堺市ユースサポートセンターにヤングケアラーが様々な悩みを打ち明けることができる相談窓口を設置しており、市ホームページや広報さかいに掲載しているほか、市立小・中学校、高校へのチラシ配布など周知に努めています。

今後も、庁内外の関係機関と連携し、ヤングケアラーへの周知及び支援の取組を進めます。

(6) 誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について <継続>

自死相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制の充実など、相談体制を強化すること。あわせて、相談員がメンタル不調に陥らないよう、対策を十分に講じること。

また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うため、大阪府やNPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みへの支援を行うこと。

(回答)

※従前と変わらず

【健康福祉局 健康部 精神保健課、こころの健康センター】

本市が令和4年3月に策定した堺市自殺対策推進計画(第3次)では、相談機関の認知度の向上や、自殺死亡率の低下などを目標に掲げています。

そのために、市内の相談機関向けの研修を実施することで支援者の質的、量的な向上を図り、ゲートキーパー研修を改善することで受講者を増加させ、より多くの市民などに身近な相談役を担っていただくことをめざします。

また、大阪府が実施しているSNS相談も含む市民が利用可能な相談窓口の周知のために、相談機関一覧といったツールを用い、ICTも活用しながら積極的に情報発信を行います。

引き続き、民間団体（医療機関、NPO法人などの障害福祉サービス事業所など）と十分に連携しながら、自殺未遂者支援などの直接的な支援を行います。また、連携する支援者に対しては、対応に苦慮することや負担がかかりすぎることがないように事例の共有や助言を行い、間接的な支援にも取り組みます。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について <継続> ★重点項目

教職員の長時間労働を是正するため、客観的な勤務時間管理をおこない、教職員や支援員の人材確保に努める等、労働条件の改善に向けて実効性ある対策を講じること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

(回答)

※下線部追加

【教育委員会事務局 教職員人事部 教職員企画課、教職員人事課】

本市では、教職員の勤務状況を客観的に記録し管理しています。また、学校園における働き方改革を推進するため、令和6年3月に「堺市立学校園ウェルビーイング向上のための取組指針」を策定し、9つの項目を重点取組として進めています。

教職員の欠員対策については、産前・産後休暇開始予定の教職員に対する臨時講師などの加配のほか、前もって一定数の講師を確保するなどの対策を行っています。これらのほか、教員免許更新制の解消を人材確保の機会として捉え、これまで免許状が休眠または失効していた人を対象とした説明会を開催するなど、代替者の確保に取り組んでいます。

(2) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境整備について <継続> ★重点項目

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充を行い、十分な人材確保にむけた養成・育成に取り組むこと。

また、特別支援学校の教室不足への整備を早急に対応すること。

外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な家庭支援を行うこと。そして、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応の整備や「やさしい日本語」を活用し、適切な情報提供と理解促進を進めること。

(回答)

※下線部追加

【教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課、生徒指導課、人権教育課】

生徒指導上の課題や児童虐待に対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの拡充に努め、その配置や派遣のあり方・効果的な活用方法について検討します。

市立支援学校の教室不足への整備対応については、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校の教育環境の改善と安全の確保を念頭に本市の教育財産を活用することを中心に検討した結果、宮園小学校敷地（校舎）の一部を支援学校分校として整備することとしました。

帰国・渡日の中学生とその保護者を対象に、高校受験に必要な情報をそれぞれの母語で提供し、個別相談などを行う堺・泉北ブロック多言語進路ガイダンスを堺市在日外国人教育研究会などと共催し、毎年行っています。

(3) 更衣室や多目的トイレの設置・増設について <継続>

子どもたちのプライバシーを守る観点から、各学校において更衣室や多目的トイレなどの設置・増設を進めること。

(回答)

※従前と変わらず

【教育委員会事務局 学校管理部 学校施設課】

更衣室については、各学校と協議し、必要に応じてカーテンレールを設置するなどの対応をしています。多目的トイレについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、校舎の新築や改築、トイレの全面改修時に全ての人が快適に利用できるようバリアフリートイレの設置を行っています。

(4) 奨学金制度の改善について <継続> ★重点項目

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元の中小零細企業に就職した場合の伴走支援型の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たな独自の返済支援制度を検討すること。

加えて、返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

(回答)

※下線部追加

【産業振興局 産業戦略部 雇用推進課】

他地域の奨学金返済支援制度については、若い世代の深刻な転出超過や地域産業の担い手の確保など、それぞれの地域が抱える課題解決のために実施されている事業であると認識しています。

他都市の実施状況及び内容などの把握や市内企業や若年求職者のニーズ把握に努めます。

【教育委員会事務局 学校管理部 学務課】

日本学生支援機構の大学生などに対する奨学金事業について、指定都市教育委員会協議会を通じ、対象者の拡大、給付の増額など一層の事業の充実を図るよう国に要望しています。

なお、本市では、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生などを対象とした給付型の奨学金（堺未来応援奨学金）事業を実施しています。

(5) 労働教育のカリキュラム化について <継続> ★重点項目

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する基礎的な知識を活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。

また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を確保すること。

(回答)

※従前と変わらず

【教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課】

労働に関する教育については、学習指導要領に基づき、学ぶことと自己の将来を見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を身に付けていくことができるよう各教科などの特質に応じたキャリア教育の充実を図っています。

また、子どもたちに夢や目標の実現に向かって主体的に生き方を考え、行動する能力を育成し、堺への愛着や誇りを育てることを目的として、学校園が、様々な分野で活躍する、堺ゆかりの著名人などをキャリア教育の外部指導者として招聘することができるよう取組を進めています。

【産業振興局 産業戦略部 雇用推進課】

本市では、社会経済情勢の変化により、様々な雇用・労働問題が生じることが考えられる中、勤労者や事業主が抱える問題に対し、ワークルールや労働安全衛生の法令や制度などの情報提供や適切な助言により、解決への支援を行う労働相談を実施しています。市役所内に労働相談員を配置するほか、予約制で区役所への出張相談も行っています。

また、社会保険労務士による相談も実施しています。

(6) 人権侵害等(差別的言動の解消)に関する取り組み強化について <継続>

あらゆる差別の解消に向けSNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握し、差別解消に向けた具体的施策を講じること。インターネットリテラシー向上のための教育・啓発活動や、相談事業・被害者支援などを推進していくこと。

さらには、無意識による無理解や偏見(アンコンシャスバイアス)による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上のための周知を行うこと。

(回答)

※下線部追加

【市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課、人権推進課】

本市では、インターネット上の人権侵害事案に関しては、SNSやウェブサイトを対象に同和問題に関する書き込みについてモニタリングを実施し、人権侵害のおそれが高いものについては法務局に対し削除要請をしています。

また、講演会やパネル展などを通じ、インターネットリテラシーの啓発に努め、被害者などの相談事業を実施しています。無意識による無理解や偏見(アンコンシャスバイアス)については、令和6年度動画を制作するなど、市民に分かりやすい啓発を実施することで人権意識の向上に努めています。

今後も「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」に基づいて人権施策を推進し、多様性を認め合い、全ての人の人権が尊重される差別のない社会をめざします。

(7) 行政におけるデジタル化の推進について <継続>

行政によるデジタル化を推進しオンライン申請などの利便性を高め、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組むこと。あわせて、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

また、情報漏洩や誤作動が起こらないよう、デジタルセーフティーネットの構築をめざすこと。

(回答)

※下線部追加(行政手続をオンライン化は1,285から2,645へ増加)

【ICTイノベーション推進室 ICT政策担当】

本市では、行政手続のオンライン化推進のため、令和2年度にオンライン申請ができる電子申請システムについてスマートフォンにも対応した市民の方が使いやすいシステムに再構築を行いました。

さらに、手続のオンライン化に当たって押印の廃止・添付書類の簡素化を進めており、令和6年9月末時点で2,645の行政手続をオンライン化しています。

引き続き手続の見直しを進め、オンライン申請ができる手続の拡充に取り組めます。

また、ICTの利用が苦手な方がICT活用による便益を受けられるよう、事業者と連携し、各区役所などでスマートフォン教室を開催するなど、デジタル・ディバイド対策に取り組んでいます。

なお、国の方針に従い堺市情報セキュリティポリシーを定め、庁内で使用するネットワーク環境からインターネット環境を分断するなど、強固な情報セキュリティ対策を実施しています。

(8) 「マイナンバー制度」の理解促進と、「マイナンバーカード」の普及について <継続>

公正・公平な社会基盤としての「マイナンバー制度」に対し、市民の信頼回復に向け、誤登録などの再発防止を徹底するとともに個人情報管理体制の強化など制度の信頼性を高める取り組みを行うこと。

そのうえで、「マイナンバーカード」の普及と利便性向上を図り、デジタル行政の推進やマイナポータルを活用を促進すること。マイナ保険証の取り扱いについては、市民に混乱・不利益のないよう丁寧な対応を求める。

(回答)

※下線部追加

【ICTイノベーション推進室 マイナンバーカード普及促進担当

健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課、医療年金課】

本人情報が他人のマイナンバーに紐づけられてしまう誤登録について、令和5年度に国でマイナンバー情報総点検が実際され、本市においても点検を行い紐付け誤りはありませんでした。また、再発防止に向け国が指針となるガイドラインを作成し、各制度においてガイドラインを踏まえた対応を行っています。個人情報の管理は、番号法に基づき、個人のプライバシーなどの権利利益の侵害の未然防止及び住民の信頼確保を目的とする「特定個人情報保護評価」を実施し、適切な取扱を行っています。

マイナンバーカードやマイナポータルを含むマイナンバー制度が各制度において活用されるためにも、引き続き庁内に対して他市事例紹介やカード新規作成の支援などを行います。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度におけるマイナ保険証の取扱いについては、安心して確実に必要な保険診療が受診できるよう丁寧に取り組みます。

(9) 府民の政治参加への意識向上にむけて <継続>

有権者の利便性と投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置拡大、身近に利用できる投票所の増設、期日前投票の投票時間の弾力的設定、および移動期日前投票所の設置・拡充に努めること。

さらに、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者や要介護者などの投票参加拡大の観点から、投票方法を自書式から記号式投票に改めること。

また、若者の政治参加を促進するため、教育委員会や選挙管理委員会と連携し、模擬投票や選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育を実施すること。

(回答)

※下線部追加

【選挙管理委員会事務局】

共通投票所は二重投票を防止するため、全ての投票所にシステムを導入し、通信ネットワークを構築する必要がありますので、現状での実施は困難と考えています。

投票所では、選挙人名簿の対照、投票用紙の交付・記載、投票箱への投入など、選挙に関する法律上の必要な手続を適正に行う必要があります。選挙人の投票の秘密を守り、投票手続を適正に執行するために、選挙の種類に応じた対応をする必要があるため、投票所は小学校区を基本とし、地域の方々のご意見を伺いながら小・中学校や地域会館などに設置しています。

投票所の増設は、同一投票区内の選挙人でも投票所へのアクセスの差があり、投票区が広く投票所までの距離が遠いため、不便で行きにくい選挙人が多数いる場合は、地域住民の意見を踏まえ、投票所に適した施設が確保できるのであれば、投票区を分割し、投票所を増設することも検討できると考えています。

票方式を自書式から記号式に改める投票方法については、公職選挙法第46条の2の規定で条例に定めることにより、本市の議会議員や市長の選挙については、適用することが可能になります。

しかしながら、統一地方選挙の場合、本市のみ記号式に変更しても、大阪府が自書式を採用している場合や国政選挙が自書式のみであるため、有権者に混乱をもたらす恐れがあります。また、投票用紙は立候補締め切り後に作成されるため、告示日の翌日から行われる期日前投票者や不在者投票に間に合わず、自書式が必要になります。これらの理由から今後も自書式での投票を続けていく予定です。

期日前投票所の増設については、選挙を適切に執行するために必要な会場の確保や運営体制などの課題があります。選挙日程の確定が直前である解散に伴う衆議院議員総選挙では難しいですが、その他の選挙については区選挙管理委員会と協議しながら、引き続き検討します。

期日前投票の投票時間の弾力的な運用については、現在、区役所に設置している期日前投票所はいずれの選挙も期日前投票終了日を含む前5日間は、午後9時までの1時間延長を実施していますが、移動期日前投票所の設置は、公平で合理的な基準づくりなどが難しいため、実施が困難と考えています。

【教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課】

教育委員会としましては、社会科や道徳など各教科との関連を図り、発達段階を十分考慮しながら、子どもたちが生涯にわたって積極的に社会参画できるよう、関係部局と連携し、主権者教育の充実に取り組んでいます。

(10) 区行政の充実について <継続>

区長の権限と責任で、各区・各地域の事情や特性に合った施策・事業が総合的に展開できるよう、区役所と市役所の他の部署との連携の在り方を見直し、予算・権限・人員を充実させること。

(回答)

※従前と変わらず

【市民人権局 市民生活部 区政推進課】

区民などの意見を反映しつつ、地域の実情や特性に応じた政策形成を進め、特色ある区行政を実施す

るため、各区に「区政策会議」を設置し、地域の安全・安心の強化、多様な主体との共創による区ブランドの構築、地域の魅力発信の強化などに取り組んでいます。

また、区域に関する住民などの提案や意見を直接区役所が把握し、主体的かつ迅速に区政に反映させる「区長直行便」を開始し、更なる地域の課題解決や地域の活性化に向けて取組を進めています。

さらに、区の特성에応じた区役所の機能強化として、西区役所に「政策推進室」を、北区役所に「新金岡地区活性化推進室」を設置するなど、区の実情や特色に応じた事業を展開し、効果的に進められるよう区役所の体制を強化しています。今後も、各区役所が区域の実情や区民ニーズを的確に捉え、区局の連携により円滑に事業を推進し、特色ある区行政を実現できるよう取組を進めます。

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて <継続> ★重点項目

「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロス削減対策を継続的に実施すること。

また、**外食産業をはじめ食品関連事業者に積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大すること。**

市民に対しては、**外食時の「3010運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本とする啓発活動や環境整備を進め、堺市の取り組み内容を示すこと。**

また、**産・学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。**

(回答)

※従前と変わらず

【環境局 環境事業部 資源循環推進課】

本市では、環境負荷の少ない循環型の都市・堺をめざし、「堺市一般廃棄物処理基本計画」に「食品ロス削減の推進」を定め、食品ロス削減に向けた取組を実施しています。

市民や事業者の意識向上及び行動変容を促進するため、小盛メニューの導入や食べきりの呼びかけ、持ち帰り希望者への対応などに取り組む飲食店及び宿泊施設を「食べきり協力店」として、食料品のバラ売り、量り売り、値引き販売の推進などに取り組む小売店などを「エコショップ」として登録し、市ホームページで発信しています。また、民間事業者と連携し、フードシェアリングサービスの活用を進めています。今後も市民・事業者・行政が一体となり、食品ロス削減に向けた取組を推進します。

【産業振興局 農政部 農水産課】

本市では、堺市農業振興ビジョンを令和4年3月に改定し、その柱となる基本姿勢に「地産地消の推進」を位置付けました。直売所における販売など堺産農産物の地域内利用・販売を促進する施策に重点的に取り組み、農作物の有効な活用も含め、市民が地産地消を実践できる環境整備を進めます。

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について <継続>

食品ロス削減・生活困窮者支援に資するフードバンクへの具体的な支援を行っていくこと。また、フードバンク活動団体が抱える課題（運営費・人手・設備等）解決に向け相談窓口や活動関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

住む場所で取り組みの濃淡がでないよう「フードバンクガイドライン」を地域で活用すること。

(回答)

※従前と変わらず

【環境局 環境事業部 資源循環推進課】

食品ロスの削減に向けては、市民・事業者の意識向上及び行動変容の促進が重要であり、本市では食品ロスの発生抑制につながる取組を推進しています。「子ども食堂」やひとり親家庭、学生・若者などへの支援のため家庭から出る食品を対象にフードドライブを定期的実施し、また、市内小売店などが自主的に行うフードドライブの実施情報を市ホームページで情報発信しています。

今後も、市民・事業者・行政が一体となり、食品ロス削減につながるフードドライブの普及を促進します。

(3) 消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策） <継続>

一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。あわせて、民間及び公務におけるカスタマーハラスメントの防止条例の制定に向け審議会等の環境整備をすること。条例策定においては労働組合・労働団体の参画と役割について言及すること。

消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答)

※従前と変わらず

【市民人権局 市民生活部 消費生活センター】

本市では、消費者自らが消費生活に関する知識を習得し、適切な消費行動に結びつけることができるよう消費者の自立を支援するための消費者教育や啓発活動に取り組んでいます。

また、相談対応に当たっては、消費者庁が公表している「対応困難者への相談対応標準マニュアル」などに則り、適切かつ毅然とした対応を行っています。

(4) 消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策） <継続>

成人年齢引き下げやICT普及に伴い、若年層の消費者トラブル防止について学校教育現場での啓発活動や支援の拡充に加え、家庭でも消費者教育を学べる教材作成などの対策を講じること。

また、公共交通機関でのトラブル防止、働く者の安心・安全の確保のため、利用者のマナー・モラル向上に対する理解促進を図り「公共交通の安全安心な利用」につながる啓発活動の強化等の対策を講じること。

警察や公共交通事業者と連携し、駅構内や車内巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

(回答)

※下線部追加

【市民人権局 市民生活部 消費生活センター、建築都市局 交通部 公共交通担当】

若年層に対する消費者教育として、消費者トラブルの具体事例をはじめ、契約の基礎知識やお金の管理などをテーマとした教材を配布しています。市立中学校へは、令和5年度に引き続き、学校と家庭の両方で活用できるようタブレット端末などで利用可能なデジタル教材を配布します。

本市は安全・安心な地域社会の実現を進めており、交通従事者への暴力行為やカスタマーハラスメントは市民を含め利用者の安全性にも関わる問題であることを認識しており、市ホームページにおいて暴力行為の禁止について、啓発を行っています。

また、大阪府警察との会合において、鉄道係員への暴力行為撲滅に向けた駅構内や車内の警察官の巡回強化について要望しています。

交通事業者においては、暴力行為防止に向け車内防犯カメラの整備を進められており、引き続き、交通事業者・大阪府警察と連携し、安全・安心な公共交通利用環境の実現に向け取り組みます。

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について <継続>

特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。高齢者に向けては、従来型のチラシ・ポスターでの周知についても充実させること。

(回答)

※下線部追加

【市民人権局 市民生活部 市民協働課、消費生活センター】

本市では、特殊詐欺の被害を防止するため、広報さかいや市ホームページ・SNS・出前講座などで特殊詐欺の最新の手口や被害の防止方法などを積極的に周知・啓発しているほか、市内警察署・市立消費生活センター連絡会議を定期的に開催し、各種啓発や特殊詐欺被害防止の電話パトロール・消費者被害の救済などに警察と連携して取り組んでいます。また、本市が実施している「特殊詐欺被害防止協力事業者」認定制度へ、郵便局や金融機関などにご登録いただき、高齢者への声掛けなどにより業務を通じて被害の防止に取り組んでいただいています。

さらに、令和5年度からは高齢者と関わる機会が多い部署と連携した取組も行っており、健康福祉局で実施している「高齢者緊急通報システム事業」において、機器の利用状況などの確認のため利用者

架電する際に注意喚起の声かけを行っているほか、消防局による「高齢者防火訪問」時や建築都市局で行っている「おでかけ応援カード」の窓口申請時に注意喚起のチラシを用いた啓発を実施しています。

これらに加え、令和6年度には、急増する特殊詐欺の被害を防止するため、特に被害の多い高齢者を対象に、警察や自治会・専門機関などと連携して、電話着信時に発信者に対して警告メッセージを流し会話を録音する自動通話録音機の無償貸与事業を実施しています。さらに、12月には大阪府警察をはじめ様々な機関や団体と共同で「特殊詐欺撲滅への決意表明」を行い、連携して防犯体制の強化に取り組んでいます。

特殊詐欺の被害から市民の皆様を守るため、引き続き、警察・地域・事業者などと連携して各種取組を推進します。

(6) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について <継続>

「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の主な取り組みの進捗や支援内容を周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。「グリーン成長戦略」の14重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況、今後の推進計画などに関して広く共有し、規制見直しなどを含めて必要な支援を強化していくこと。

(回答)

※従前と変わらず

【環境局 カーボンニュートラル推進部 環境エネルギー課】

本市は、令和3年3月に2050年カーボンニュートラルの実現を含む堺環境戦略を策定し、堺市気候非常事態宣言及びゼロカーボンシティを表明しており、2050年カーボンニュートラル実現に向けて取組を進めています。

また、令和4年11月には、法定計画である「堺市地球温暖化対策実行計画」を改定しており、2050年カーボンニュートラル実現を見据え、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度から50%以上削減することを目標としています。大阪府と連携した取組としては、市民を対象に太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援や、事業者向け太陽光発電の共同調達支援を実施しています。

本市独自の事業者向けの取組としては、中小企業などに対する省エネ設備への更新支援や省エネ診断などを行っており、資金面・技術面で継続的に支援しています。

【産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室】

本市では、イノベーション投資促進条例を中心とした企業投資促進事業において、環境エネルギー関連を成長産業分野の1つに指定し、当該分野の投資に重点を置いて市内への企業投資の誘導に取り組んでいます。特に令和3年度には「グリーンイノベーション投資促進補助金」を創設し、脱炭素社会の実現に貢献する革新的な技術などの企業投資への支援を強化しており、本市産業に「環境と経済の好循環」をもたらす企業投資の誘導に取り組んでいます。

(7) 再生可能エネルギーの導入促進について <継続>

再生可能エネルギーの導入促進のため、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図ること。再生可能エネルギーの効率的な利用のため、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

(回答)

※従前と変わらず

【環境局 カーボンニュートラル推進部 環境エネルギー課、脱炭素先行地域推進室】

本市は、戸建住宅に対する太陽光発電システムの導入費の一部支援やZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）への支援、蓄電池としても機能する電気自動車や燃料電池自動車の導入支援を行っています。また、大阪府と連携し、市民を対象とした太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援などを実施しています。

加えて、令和4年4月には、日本国内における脱炭素のモデル地域（脱炭素先行地域）として、本市の「堺エネルギー地産地消プロジェクト」が大阪府内自治体で初めて国から採択されました。今後、脱炭素先行地域としての取組を含めて再生可能エネルギーの導入拡大をめざします。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について <継続>

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、環境整備がさらに加速化するよう、これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。

特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

ノンステップバスや車いすでの乗降に対応した、バス停の整備を進めること。

また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、民間、地域の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを進めること。

(回答)

※下線部追加

【建築都市局 交通部 公共交通担当】

本市では、鉄道事業者が行う可動式ホーム柵や内方線付き点状ブロックなどの整備に対して補助制度を設け、事業者と鉄道駅舎のバリアフリー化に取り組んでいます。

現在、南海高野線中百舌鳥駅において、本市補助制度も活用し4番線のホーム柵が整備され令和6年3月に運用を開始し、また3番線においても令和6年度中の運用開始に向けた整備が進められています。

また、令和3年12月に創設された鉄道駅バリアフリー料金制度を活用し、大阪市高速電気軌道株式会社において、なかもず駅のバリアフリー経路の複数化に向けたエレベーターの整備、西日本旅客鉄道株式会社においてセンサーによりホームから線路への転落を検知し速やかに列車を止めるシステムの導入が進められています。

エレベーターなどの維持管理や設置後の補修などについては、鉄道事業者の事業運営の中で行っていただくことが基本であると考えており、財政支援は困難です。

バス待ち環境については、公共施設や道路の整備などの機会を捉え改善が図られるよう、庁内関係部署や交通事業者などと連携します。

【健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課、長寿社会部 長寿支援課、障害福祉部 障害施策推進課】

本市では、現在順次見直しを実施している堺市バリアフリー基本構想などに基づき、みんなが生活しやすく安全・快適で活力のある都市をめざして、重点整備地区のバリアフリー化を促進しています。

また、心のバリアフリーの取組としては、援助や配慮を必要としている方々が周囲にそのことを知らせることで、援助を得やすくなるようヘルプマークの普及啓発に取り組んでいます。

今後も、庁内関係課や事業者など各整備主体に対して、心のバリアフリーに係る取組の推進を働きかけます。

(2) 安全対策の向上に向けて <継続>

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、固定資産税の軽減特例措置についてのさらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。

(回答)

※下線部追加

【建築都市局 交通部 公共交通担当】

本市ではこれまでホームでの接触・転落事故防止に有効である可動式ホーム柵整備について、駅利用者数による制限を設けない補助制度を創設し、整備に向け、事業者と鉄道駅舎のバリアフリー化に取り組んでいます。

現在、南海高野線中百舌鳥駅において、本市補助制度も活用し4番線のホーム柵が整備され令和6年3月に運用を開始し、また3番線においても令和6年度中の運用開始に向けた整備が進められています。

鉄道駅などのバリアフリー施設に係る特例措置については、令和7年度国土交通省税制改正において、現行措置の延長要望が出されています。

(3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について <新規>

運送事業者の長時間労働解消、交通渋滞緩和のため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの設置を進めること。また、道路上での大型貨物・自動車運搬車両等の積み下ろし作業など、多目的利用ができる空間の創出について、大阪府や関連事業者と提携し具体策を推進すること。

(回答)

【建築都市局 交通部 交通政策担当、建設局 土木部 土木監理課】

本市では、一定規模以上の建築物を建築する際に駐車施設の設置を求めています。

今後も、駐車施設の適正化に向けた取組を進め、道路上の集配や荷捌きのための駐車スペースの確保については、国や他自治体の動向を注視します。

(4) 自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について <継続>

事故防止のため、自転車専用レーンの整備を行うこと。

自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の運転者への取締り強化や、購入時講習の実施など、法令遵守・マナー向上に向けて周知・徹底を図ること。

また、2023年4月以降、自転車運転者のヘルメット着用が努力義務化されたことから、普及促進のためヘルメット購入費用の補助制度を検討すること。

インバウンドを含めた外国人への交通ルール・マナーの理解促進のため、レンタル事業者等に対し指導を実施すること。

(回答)

※下線部追加

【建設局 サイクルシティ推進部 自転車企画推進課】

自転車通行環境の整備について、本市では自転車ネットワーク計画に基づき通行環境の整備を進めており、今後も自転車及び歩行者の安全性を高めるため、連続性を確保した自転車ネットワークの形成に取り組めます。

自転車や新モビリティ（電動キックボードなど）の交通ルールについては、出前講座などの講習会や市ホームページ・SNSなどを活用し、啓発強化を図っています。

また、危険な運転については、市内各警察署と連携し、定期的に街頭で指導や取締りを実施しています。

自転車ヘルメット着用率向上については、着用に向けた機運醸成が重要であることから、イベントや講習会などの様々な機会を捉え、自転車ヘルメットの展示を行うなど、警察とも連携して啓発を強化しています。また、自転車利用者へのアンケート結果では、自転車ヘルメットを着用しない理由として「自転車駐輪後の持ち運びが面倒」という意見が多かったため、自転車ヘルメットの預かりや貸出サービスなど駐輪場事業者と連携した取組を予定しています。

自転車ヘルメット購入補助については、令和6年9月に連携協定を締結した民間事業者が自転車教室を実施し、参加者に対して自転車ヘルメット着用啓発と購入割引券を配付しています。今後は、民間事業者が高齢者向け自転車教室を開催し、自転車ヘルメット着用啓発と購入割引券の配布を行う予定です。

外国の方への交通ルール啓発については、イベントや市ホームページ・SNSなどを活用し、外国語による交通ルールの啓発に取り組んでいます。

また、本市で実施しているシェアサイクルを利用する際には、日本語以外を選択すると日本の交通ルール（自転車安全利用五則）が外国語でアプリ上に表示されます。引き続き、シェアサイクル事業者に対し、外国語による交通ルール啓発について、要望します。

(5) 子どもの安心・安全の確保について <継続>

保育中・通園中の子どもや保育士の交通事故を防止するため、保育施設周辺への「キッズ・ゾーン」設置に向け関係機関の意向を把握すること。

危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため危険箇所から優先してガードレール未設置の所は早期の設置を行うこと。

あわせて、歩行帯、横断歩道、幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所への必要なメンテナンスも行うこと。引き続き対策必要箇所の把握・設置が進むよう、府や国への要請を行うこと。

(回答)

※従前と変わらず

【子ども青少年局 子育て支援部 幼保支援課、

建設局 土木部 土木監理課、サイクルシティ推進部 自転車企画推進課】

「キッズ・ゾーン」の設定については、就学前教育・保育施設における園外活動や施設周辺の安全をより一層確保するため、関連部署と連携・協議しながら対象施設の選定を行い、周辺の自治会などにも周知の上、引き続き取り組みます。

また、それにあわせて道路管理者及び交通管理者などと連携し、道路状況に応じた効果的な対策を検討した上で、交通安全施設の設置や補修を行います。

(6) 防災・減災対策の充実・徹底について <継続> ★重点項目

共助・自助の視点から、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施すること。

災害発生時の情報提供ツールとして、ホームページを見やすくわかりやすい様に工夫を行い、市民へ直接情報発信可能な「大阪防災アプリ」「おおさか防災ネット」等の利用を促進すること。

災害用トイレなどの備蓄・衛生設備を充実し、避難所の空調設備などの環境整備や災害時の医療・福祉体制の整備を進めること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、福祉避難所の指定を促進するなど、災害弱者の支援強化ができるよう取り組むこと。

地域防災の担い手となる、「防災士」の取得促進の広報や、各種研修を充実させること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成についても取り組みを進めること。

(回答)

※下線部追加

【危機管理室 危機管理課、防災課、健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課、健康部 健康医療政策課】

市民の皆様が災害対策に取り組めるよう、広報さかいや各種SNS（堺市危機管理室X（旧Twitter）・堺市公式LINE）などを通して積極的・継続的な啓発活動を実施しています。

大規模災害時や台風発生時などには、市ホームページ内に特設ページを作成し、気象台などの防災関係機関と連携して情報を収集し、随時情報発信を行っています。また、市ホームページ以外にも防災行政無線・スマートフォンなどへの緊急速報メール・テレビ・ラジオ・大阪防災アプリ・Yahoo!防災速報アプリ・おおさか防災ネット・おおさか防災情報メール・SNS（堺市危機管理室X（旧Twitter）・堺市公式LINE）など多様な媒体を用いて迅速な情報発信を行っています。

災害用トイレの配備については、上町断層帯地震の想定避難者数約13万9千人を対象に内閣府が平成28年公表の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を基に避難者約50人当たり1基となる2,780基を目標に整備を進めています。また、避難所となる市立の小・中学校、高等学校の体育館での空調整備のため、令和6年度から設計を進めており、令和7年度から5か年で整備工事を完了する見込みで、できる限り早期に整備が完了できるよう検討を行います。

さらに、災害時に適切な医療救護活動を行うため、大阪府、市内医療機関及び関係団体と連携し、平時から災害対応訓練を実施するなどの体制構築に取り組みます。

「避難行動要支援者名簿」については、年1回、調査の対象になられた方へダイレクトメールを送付し、身体や家族の状況、避難手段などの調査を行い、名簿の更新を行っています。福祉避難所は、現在91か所となっていますが、協定を締結していない社会福祉施設などに対しても継続的な働きかけを行っています。

防災士資格については、現在堺区にて実施している資格取得助成制度や、防災士養成研修機関である大阪公立大学都市科学・防災研究センターと連携した「防災士養成研修プログラム」の活用により資格の取得を促進することで、地域における防災力の向上を図っています。

(7) 地震発生時における初期初動体制について <継続>

各自治体において有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な初動対応がとれるよう人員体制を確保すること。

また、震災発生時には勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携を近隣自治体に働きかけること。

企業との合同防災訓練や、一時滞在施設として備蓄を要請するなど、企業の大規模災害時への対策を強化すること。

(回答)

※下線部追加

【危機管理室 危機管理課】

大規模災害からの応急復旧・復興の各段階においては、膨大な災害対応業務が発生するため、一自治体の職員のみで対応することは困難であり、災害の規模に応じて、他自治体からの応援職員を迅速に受け入れ、応急復旧・復興を遅滞なく遂行することが重要です。本市においては、災害時受援計画を策定し、あらかじめ応援を受ける業務などを定め、また、国や関西広域連合、指定都市市長会との災害時相互応援体制に基づく訓練への参加を通して、円滑に応援を受け入れる体制の構築に努めています。

また、泉州地域及び南河内地域の市町村と災害時相互応援協定を締結し、平時より訓練参加や定期的な意見交換の実施など「顔の見える関係」の構築に努めています。

企業との連携強化については、毎年11月5日の津波防災の日の前後に実施する総合防災訓練や堺市帰宅困難者対策ガイドラインに基づき、協定企業と平時より関係構築を進めています。

(8) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について ★重点項目

①災害危険箇所の見直しについて <継続>

災害未然防止のため斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であり、すでに整備済みであっても、危険度が高い地域の未然防止の観点から日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。

(回答)

※従前と変わらず

【建設局 土木部 河川水路課】

本市管理河川については、治水安全の観点から、国から示されている河川点検要領に基づき、河川管理施設点検（年1回）と河川の増水する梅雨入り前にパトロール点検を行っています。

土砂災害では避難が最も重要であることから、その危険性を周知するため、土砂災害警戒区域などにおける土砂災害防止策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、大阪府が土砂災害警戒区域などの指定を行っています（土砂災害特別警戒区域数 市内141箇所）。

また、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）では、土地の保全は原則土地所有者が行い、「土地所有者等が施行することが困難または不相当」な場合については、都道府県が急傾斜地崩壊危険区域を指定し、急傾斜地崩壊防止工事を施行することができるとされています。本市としては、地元から市へ要望書の提出があった場合は、大阪府へ施行の要望を行っています。

【建築都市局 開発調整部 宅地安全課、建築防災推進課】

宅地造成などによって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぐため、大雨が予想される梅雨期を前に必要に応じて防災パトロールを実施しています。

また、広報活動を通じて、ご家庭でも宅地災害を未然に防止するために石垣・擁壁などの点検をお願いしています。

土砂災害特別警戒区域においては、指定前から存在する、がけ地近接危険住宅の除去・移転を推進し、安全安心な都市の形成に寄与することを目的として、当該住宅の除去費・移転費・待ち受け壁の設置費用などの補助制度を整備し、広報活動を通じ周知を行っています。

②防災意識向上について <継続>

必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い日頃の防災意識が高まるよう継続した情報提供に取り組むこと。また、安全確保の観点から、大規模災害発生時に市民が適正な行動をとれるよう、事業活動を休止する基準や仕組みの周知・理解促進を図ること。

(回答)

※下線部追加

【危機管理室 危機管理課、防災課】

本市では、令和4年3月に防災マップを更新し、分かりやすく内容が伝わるものとなるように掲載内容やデザインの改善を行い、各区別の防災マップに加えて、シニア世代や妊産婦・子育て世帯など対象

者に合わせたものや防災に関心を持ってもらえるようにゴルゴ 13 のデザインを用いた冊子を作成しました。現在、国や大阪府で南海トラフ巨大地震や直下型地震の被害想定見直し作業が進められており、見直しの結果を踏まえ、本市の各種防災マップを更新します。

また、防災マップは市政情報センターや各区市政情報コーナーに加えて、鉄道駅やコンビニエンスストア・郵便局・防災協定を締結している大阪地区トヨタ各社などの市民の皆様がより身近で触れる機会の多い場所で配布するほか、市ホームページや危機管理室X（旧Twitter）、堺市公式LINEの防災メニューでの配信を行うなど、防災をより知っていただけるように周知を図っています。

大阪管区気象台の予測で強い台風が大阪府域に接近・上陸し、「府域（陸上）で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合」や「府域で震度 6 弱以上の地震が観測された場合」には、大阪府知事より学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼び掛ける「災害モード宣言」が行われます。災害からの身の安全の確保や出勤・通学の抑制検討などが呼びかけられます。

本市においても、「災害モード宣言」について、事前に市民や事業者への周知に努めます。また、大阪府知事による宣言が行われた場合には同様の呼びかけを実施します。

（9）激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み <継続>

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時は、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体がともに責任を持って進めること。

（回答）

※従前と変わらず

【危機管理室 危機管理課、建設局 土木部 土木監理課】

土砂災害や河岸崩壊などの影響により鉄道や電気・ガス・通信などの生活関連インフラ設備に被害が発生した場合には、各事業者が国や地方公共団体と協力して応急対応・早期の復旧に取り組みます。

本市では、大阪府に対し、治水事業の促進や土砂災害防止事業の積極的な推進、災害復旧時における速やかな都市基盤施設の復旧に必要な措置の国への働きかけを行うよう要望しています。

（10）交通弱者の支援強化に向けて <継続>

地域実態を調査し、その結果を踏まえバス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

大阪府とも積極的に連携し、「地域公共交通会議」「法定協議会」ではいわゆる交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見も反映すること。

（回答）

※下線部追加

【建築都市局 交通部 交通政策担当、公共交通担当】

本市では、市民の方に公共交通をご利用いただけるよう、鉄軌道・路線バスに加えて、鉄道駅やバス停から離れた地域の移動手段の確保を目的とした堺市乗合タクシーを運行しています。また、バス路線の維持確保のため、一部の生活交通路線において、国及び本市が補助を行っています。

令和 4 年 12 月に設置した堺市地域公共交通活性化協議会には、公共交通事業者、学識経験者のほか、公共交通利用者・労働組合・国や大阪府などが参画しており、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について協議しています。また、協議会での議論を経て令和 6 年 5 月に策定した「堺市地域公共交通計画」において、多様な関係者の連携・協働の下、持続可能な公共交通ネットワークの形成と利用しやすい移動サービスの充実に取り組むこととしています。

引き続き関係者と連携しながら、公共交通の利便性向上及び利用促進に取り組み、維持確保を図ります。

【産業振興局 産業戦略部 地域産業課】

本市では、これまで、買物弱者対策として、商店街などが行う移動販売などに対し支援を行ってきました。今後とも庁内関連部署と連携を図りながら、商店街などが実施する自主的な取組を支援します。

(11) 持続可能な水道事業の実現に向けて <継続>

持続可能な上・下水道事業の実現に向け、専門性を有する人材の確保・育成、技術継承のため官民連携による相互間研修を導入すること。

水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みに対する支援や、経営基盤が脆弱な小規模水道事業者への支援を行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

(回答)

※下線部追加

【上下水道局 経営企画室 経営マネジメント担当、広域・公民連携・DX、
推進担当、サービス推進部 事業サポート課】

上下水道局では、市民生活の安全・安心を守り、ライフライン事業者としての使命を果たすため、令和5年度から令和12年度までの8年間を計画期間とする「堺市上下水道事業経営戦略2023-2030」を策定しました。経営戦略では、期間内に取り組む安全で良質な水道水質の維持をはじめ、老朽化対策・耐震化・浸水対策などの事業と事業に必要な財源からなる収支見通し、広域・公民連携やDX推進・人材育成など経営基盤強化の取組を示しています。経営戦略に基づいて、ご提案いただいた項目ごとに局の見解を回答します。

①持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承のため公民連携による相互間研修の導入について

専門性を有する職員の人材育成については、所属職場におけるOJT・採用年数や役職に応じた研修・発表会・局内インターンなどを通じて計画的に実施しています。近年はナレッジマネジメントの構築やDX推進のための能力開発など人材育成の仕組みを適宜、見直ししながら、水道事業などの運営に必要な人材の効果的な育成にも取り組んでいます。

公民連携による相互間研修については、民間企業による水道資機材などに関する研修会を周辺市と共同で実施しました。また、民間のライフライン事業者との間で連絡体制や技術力の強化を目的とした協定を締結し、事故などへの対応に必要な技術研修を実施するなど、情報交換や課題の共有・解決に取り組んでいます。

②水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取組に対する支援や、経営基盤が脆弱な小規模水道事業者への支援を行うことについて

労働環境改善については、これまでにテレビ会議システム、無線LAN、局本庁舎におけるフリーアドレスの導入をはじめ、多様な働き方として時差出勤やテレワークを導入するなど、生産性の向上を図ってきました。今後も堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画に基づき、職員がやりがいと成長を実感できる働き方や職員がパフォーマンスを最大限発揮する組織を実現するために、より一層取組を推進します。

水道の基盤強化の手法として広域連携の推進が求められており、大阪府や他の水道事業体と連携し、将来の府域一水道に向けた取組を推進します。また、他の水道事業体との連携協定の締結や委託業務の共同発注など、広域的な事業連携も進めています。

③水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明することについて

事業の推進に当たっては、毎年度、PDCAサイクルで経営戦略の目標達成に向けた事業進捗の検証や経営状況の把握、将来収支への影響を分析しています。これらの検証・分析結果は、経営診断書として取りまとめ、外部委員から構成される懇話会に諮り、意見を聴取・反映しています。また、経営診断書は上下水道局のホームページで公表し、市民の皆様に対して上下水道事業の経営状況や取組内容などを広く伝えることで、事業の透明性確保に努めます。

④民間事業者に水道施設運営権(コンセッション)を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保することについて

厳しい経営環境の中、水道事業の経営基盤を強化し持続可能なものとするためには、公益性・公共性を確保した上で、民間の技術力や経営資源を効果的に活用し、より効率的な事業運営を図ることが必要と考えています。そのため、本市が担うべき役割や民間事業者などに委ねるべき業務分担の最適化を図り、民間事業者による業務履行においても、本市が責任を持って適正に管理し、安全・安心な水道の供給と上下水道施設の適切な維持管理、更なる市民サービスの向上に取り組みます。

7. 大阪南地域協議会統一要請

(1) 震災におけるインフラ整備の対応について <新規>

2024年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」においては、大規模な地殻変動が発生し、それらの原因により、道路網が寸断され救助隊は元より救援物資の輸送また、自治体派遣も容易でない状態となり、ボランティア活動の開始も大幅な遅れが発生する事態となりました。このような地殻変動は能登半島という特別な地形から発生したとは考えられませんが、南海トラフ地震や上町断層による地震等の災害においても発生しないとも限らず、建物の倒壊等の原因による通行不可能道路となる可能性があります。自治体においては、防災計画が策定され、緊急交通路等が設定されていると考えられますが、そのような状況になった場合の早急な道路復旧等、各自治体としての対応策や予算措置についてお示し頂きたい。

(回答)

【建設局 土木部 土木監理課】

南海トラフ地震や上町断層による大規模な地震が発生した場合は、広域的に連携するため、救助、救援、物資輸送などの骨格となるルートの確保が重要であり、本市・国・大阪府・大阪市及び関係業団体などにより、大阪府域道路啓開協議会を設立し、大規模な道路災害時の連携・協力に向け大阪府域道路啓開計画を策定しています。

大規模な災害により重大な被災を受けた際には、緊急車両などの通行のため一車線だけでも通行確保することを目標とし、地域の建設業団体などと防災協定を締結しています。

また、道路などの管理施設が被災した際には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、予算確保を行い、早期の復旧に努めます。

(2) 各自治体による少子化対策について <新規>

本年6月に発表された2023年度の「人口動態統計」の概数による合計特殊出生率は、昨年より0.06ポイント低下した1.2となり、少子化が更に進んでいます。また、今後30年間で消滅可能性のある自治体も大阪南地域でも3自治体に増加しました。この2つの問題は少子化問題に大きく係る数値であることから、各自治体での対策として、定住促進や生産人口獲得のための独自施策や共働き支援、更に保育所における配置基準の変更に伴う対応についてもお示し頂きたい。

(回答)

【市長公室 政策企画部 計画推進担当、

子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課、子育て支援部 幼保政策課】

妊娠・出産・子育て・教育に至るまで切れ目のない子育て支援を基本として、身近な地域での子育て相談・支援の取組の充実をはじめ、こども園などの利用のしやすさや子育てに係る経済的な負担軽減など、様々な子育て施策を推進することが結果として、少子化対策にも資すると捉えています。

本市では、近年の定住・流入促進の主な取組として、令和5年度から第2子以降の保育料を所得制限なしで無償化したほか、令和7年6月からは全員喫食制の中学校給食がスタートします。また、子育て世帯が居住地の選択で重視する治安の向上についても、防犯カメラや防犯灯の戦略的な設置など、警察などと連携し取り組んでいます。

また、保育所における配置基準の変更に伴う対応については、令和6年4月に実施された国の基準改正に合わせて、3歳児を15:1、4歳児及び5歳児を25:1としています。3歳児では、国の公定価格における3歳児配置改善加算が従来から設けられており、ほぼ全ての園で実現されています。また、4歳児及び5歳児では、国の基準改正以前から本市独自の補助制度を設け、25:1とすることを可能としており、こちらもほぼ全ての園で実現されています。

今後も、子育て世代の状況や多様なニーズを的確に捉えた子育て支援の充実に努め、本市に居住されている方や今後堺に居住される方にも、本市で子どもを生み育てたいと思っただけけるよう、より安心して子育てできる環境整備に取り組みます。

(3) 子ども食堂ネットワークについて <継続>

子ども食堂は、食事を提供する場所のみだけではなく、地域交流の居場所づくりやコミュニケーションの場としても機能しており、現在の社会課題に対する一助となると考えられるため、更なる行政の積極的な関わりが必要であると考えことから、各自治体で担当窓口を明確化し、地域ネットワークへの連携の強化を図って頂きたい。また、実施状況においてや自治体としてのフードドライブへの支援・周知についての考えもお示し頂きたい。

(回答)

※下線部追加

【子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課】

本市では、様々な家庭環境で暮らす子どもたちが安心して過ごせる居場所としての子ども食堂の活動の輪を広げ、支えるため、平成29年度から堺市社会福祉協議会に委託して「さかい子ども食堂ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)を設けています。ネットワークは、常設型フードドライブの設置、寄附の募集や食材・ボランティアなどのマッチング、交流会や研修会の開催、傷害保険などへの団体加入など、安心して継続実施していただけるよう様々な支援を実施し、子ども食堂の運営団体のみならず、大学や民間企業など様々な団体が参画し、つながり、連携して子ども食堂の活動を支えています。

また、新規開設時の経費補助や令和2年度から子ども食堂支援プロジェクトとして、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを実施しており、令和5年度は約1200万円もの寄附をいただきました。

今後も、子ども食堂ネットワークの枠組みを基盤として、各子ども食堂が主体性を持って継続して活動できるよう様々なサポートを実施します。

8. 堺地区協議会独自要請項目

(1) 堺臨海地区における防災対策の強化について <継続>

堺臨海地域においては、過去に台風による高潮被害が発生した。令和2年8月には大阪湾沿岸における最大規模の高潮に係る浸水想定区域が公表された。この公表結果に基づき、ここ数年で様々な策を講じているが、堤防の嵩上げ等の海岸保全施設の増強計画について、早期整備に向け大阪府に対して継続して要望すること。

加えて、臨海地域における、地震・津波、高潮による人的被害を防止するための避難計画について、行労使による定期的な協議の場の設置に向け積極的に働きかけを行い、具体的かつ実効性のある施策の実現に向け取り組むこと。

(回答)

2024（令和6）年度

【危機管理室 危機管理課】

大阪府と兵庫県が作成した大阪湾沿岸海岸保全基本計画では、近年の台風などを踏まえた海岸保全施設の整備等が重要な課題であるとされており、堺臨海地域を含むエリアの高潮対策として堤防の嵩上げ等の改良を行い、防護機能を確保する考え方が示されています。こうした中、本市は大阪湾沿岸に位置する他市町とともに、大阪府に対し、海岸の保全のための機能などの整備や近年大型化している台風による高潮などへの対策に努めるよう要望しています。

また、臨海地域における、地震・津波、高潮による人的被害を防止するための避難経路を確保する取組については、関係者との協議の場の設置に向けた働きかけを行い、事業所間の連携による避難経路の確保など、具体的かつ実効性のある施策の実現に向けて取り組みます。



2025（令和7）年度

大阪府と兵庫県が作成した大阪湾沿岸海岸保全基本計画では、近年の台風などを踏まえた海岸保全施設の整備などが重要な課題であるとされており、堺臨海地域を含むエリアの高潮対策として堤防の嵩上げなどの改良を行い、防護機能を確保する考え方が示されています。こうした中、本市は大阪湾沿岸に位置する他市町とともに、大阪府に対し、海岸の保全のための機能などの整備や近年大型化している台風による高潮などへの対策に努めるよう要望しています。

臨海地域における地震・津波、高潮による人的被害を防止するための避難計画については、「大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画」などに基づく事業所間連携の強化を促進するため、各事業所に現行の避難計画や事業所間協定に関して順次ヒアリングを行っています。今後も、大阪府と連携して事業所間連携をサポートするなど、具体的かつ実効性のある施策の実現に向けて取り組みます。

(2) 交通バリアフリー化整備促進について <継続>

全国的に公共交通の存廃に関する報道がなされる等、交通事業者は厳しい経営状況にある。生活に欠かせない公共交通機関の代表であるバス・路面電車事業に対し、今後も国の交付金活用や市の予算措置により、引き続いての支援をお願いしたい。

特に交通弱者の生活交通確保・社会参加促進の観点に加え、バス・路面電車事業回復に向けての大きな投資でもあるノンステップバス・車両導入に対しては、国の動向に左右されず、「堺市生活交通改善事業計画」に基づき、計画通り進めていただきたい。

(回答)

2024（令和6）年度

【建築都市局 交通部 交通政策担当、公共交通担当】

本市では、厳しい経営環境に置かれている路面公共交通事業者に対して、令和4年度に引き続き、国の「新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金」を活用した燃料費などの高騰による負担増への支援を実施します。引き続き、国の交付金の動向に注視し、事業者支援への活用を検討します。

ノンステップバスや路面電車の低床式車両の導入については、国と協調した補助制度を実施しており、引き続き、バス・路面電車事業者、国、本市が連携した車両のバリアフリー化の推進を図ります。



2025（令和7）年度

【建築都市局 交通部 交通政策担当、公共交通担当】

公共交通を取り巻く環境は、通勤・通学利用の減少や燃料費高騰などによる運行コストの増大、運転士などの公共交通を支える担い手の不足などにより厳しい状況にあると認識しています。

そのような中、本市では、市民生活を支える生活交通の確保に向けて、満65歳以上の市民を対象としたおでかけ応援制度による利用促進やバス事業者から退出意向のあったバス路線の中で、市民の日常生活に必要な路線に対して運行経費の一部の補助、阪堺電車の軌道施設の改修や施設の高度化などのための経費の補助などを実施しています。引き続き、交通事業者と連携し、公共交通の利用促進などに取り組み、路線の維持確保に努めます。また、国の交付金の動向を注視し、事業者支援への活用を検討します。

ノンステップバスや路面電車の低床式車両の導入については、国と協調した補助を実施しており、引き続き、交通事業者、国、本市が連携し車両のバリアフリー化の推進を図ります。

(3) 泉北ニュータウン活性化対策について <継続>

現在、堺市SENBOKUスマートシティ構想において協働で事業を推進し、企業・団体・地方公共団体などの会員を募りニュータウンの活性化を図るとしている。そのなかでモビリティWGでは新しい移動手段の導入により、幅広い世代が距離や利用シーンに応じて最適な移動手段を選択できる環境をめざすとし、AIオンデマンドバスの実証実験が行われている。現在三度目の実証実験が行われているが、利用者からは非常に好評であり、本格運用を求める声が多い。交通不便地域という事もあり、幅広い年代での利用者が増えており、地域住民にとっては必要なインフラとして認識されている。

しかし、AIオンデマンドバス事業は運賃収入だけでは採算をとるのが難しく、民間委託任せでは、不採算路線からの撤退も十分に考えられ、地域公共交通が衰退すれば地域の魅力向上や発展には繋がらないのではないかと懸念されている。

スマートシティ構想では官民協働を謳っているものの、このAIオンデマンドバス事業については企業任せの要素が強く、第4回堺市内バス運行連絡会でも「南海電鉄が主体となって実施するもの」として回答が示されている。

泉北ニュータウンは今後益々高齢化が進み、魅力向上・住みたいと思われる街づくりには、交通弱者への外出支援など地域住民が移動しやすい環境整備が重要となってくる。本格運用を見据え、このAIオンデマンドバス事業を持続可能なものとするためにも、積極的な支援をお願い申し上げる。

(回答)

2024（令和6）年度

【泉北ニューデザイン推進室 スマートシティ担当】

SENBOKUスマートシティ構想においては、地域内外の企業や大学など多様な主体がそれぞれの知恵やノウハウなどを活かしたプロジェクトを実行し、地域課題の解決により住民の暮らしの質の向上を図る取組を進めています。

また、本構想を進めるため、公民がイコールパートナーで上記取組を推進するための組織体として、令和4年6月に「SENBOKUスマートシティコンソーシアム」を設立し、令和5年9月時点では、140を超える企業、大学、地元自治会などが会員として参加しています。

AIオンデマンドバスの実証事業における本市の役割としては、地域住民や警察、関係団体などとの協議及び調整、事業の広報及び周知、地域課題に関する効果検証を担っています。

今後もこうした役割を通じて、当サービスの実装に向け、連携事業者などと一体となって取組を進めます。



2025（令和7）年度

【泉北ニューデザイン推進室 スマートシティ担当】

SENBOKUスマートシティ構想においては、産学公民連携で持続可能な新たなサービスを構築することで、住民の課題解決と生活の利便性向上をめざす取組を進めています。

また、公民がイコールパートナーで上記取組を推進するための組織体として「SENBOKUスマートシティコンソーシアム」を昨年6月に設立し、企業、大学、地元自治会など、現在では160を超える会員の皆様にご参画いただいています。

AIオンデマンドバスの実証事業における本市の役割としては、住民理解を得るための地元調整をはじめ、国及び警察など関係機関との協議・調整、国及び大阪府に対する補助金などの申請、事業周知に関する広報PRなどを担っています。

今後も当サービスの実装に向けて、これらの役割・支援を含め、より一層、連携事業者などと一体となって取り組みます。

以上

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

*大阪雇用対策会議

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の8者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組む（国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている）。

*大阪人材確保推進会議

大阪府では、府内の製造分野、運輸分野、建設分野、インバウンド関連分野の人材確保を必要とする業界で働くことに魅力を感じ、活躍できるよう、業界及び当該業界の企業のイメージアップと雇用促進を図るため、業界団体や行政機関、経済団体、労働団体等で構成する会議。

*2024年問題

「働き方改革」ともない2019年に労働基準法が改正され、多くの業種にて時間外労働の上限が規制された。運送業と建設業、医師は準備期間として5年間の適用が猶予されていたが、2024年4月から上限規制が適用される。過労死などのリスクに直面してきた多くの労働現場で長時間労働の是正が期待される一方で、物流の停滞や路線バスの減便、地域医療の不足など様々な影響が懸念されている。

*地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携して、働く意欲がありながら就労にむすびつかない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者等）を支援する事業。

*地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府（労働環境課）が事務局となり府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

*おおさか男女共同参画プラン

大阪府では、2001年7月にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、2010年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定。

その後、2006年に一部改訂を経て、2011年に「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」を、2016年には後継計画として「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」を策定し、大阪府における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきた。

その後、新型コロナウイルス感染拡大の影響や社会情勢の変化、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、新たに「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定した。

*性暴力救援センター・大阪SACHICO

性暴力に関する当事者の視点に立ち、急性期から医療支援、法的支援、相談支援等の活動を続けている、性暴力被害者に対して被害直後からの総合的・包括的支援をめざす、日本で初めてのプロジェクト。支援員常駐による心のケアと、産婦人科医による診療を提供。当事者と相談しつつ、精神科医師による診療、カウンセリング、弁護士相談、警察への通報、児童相談所への通告など、連携している関連機関（女性の安全と医療支援ネットというネットワークシステム）の支援が可能な、被害者にとってのワンストップセンターとして機能。

* 特定妊婦

「貧困」、「DV」、「予期せぬ妊娠」、「若年妊娠」など、複雑な事情を抱え、子どもの養育について出産前に特に支援が必要と認められる妊婦のこと。増加傾向にあり、全国に約 8,000 人いるといわれる。母子の体調のような医学的なリスクだけでなく、子どもを育てる環境に大きなリスクを抱えている場合がある。

* LGBTQ

「Lesbian (レズビアン)」、「Gay (ゲイ)」、「Bisexual (バイセクシュアル)」、「Transgender (トランスジェンダー)」、「Queer (クィア) / Questioning (クエスチョニング)」の頭文字をとった言葉で、いわゆるセクシュアル・マイノリティ (性的少数者) の一部の人々を表す総称。さらに、そうした定義に定まらない多様な人々を含めて「LGBTQ+」という表現が使われることもある。

* SOGI (性的指向と性自認)

国連での国際人権法の議論で使用されたのが始まりで、Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字をとった言葉。直訳すると「性的指向と性自認」。セクシュアル・マイノリティだけでなく、すべての人に関わる概念を指す言葉。

* 大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度。2024 年 4 月からは京都府・兵庫県の実施自治体との連携がスタートし、転居に伴う手続きの負担軽減を図っている。

※府内では、大阪市、堺市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、松原市、大東市、交野市において同様の制度が実施されている。(2024 年 1 月時点)

2. 経済・産業施策・中小企業施策

* 中小企業振興基本条例

中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、府の責務、基本方針等を明らかにし、中小企業の健全な発展を図ることにより、大阪経済の活性化、雇用機会の創出及び府民生活の向上に寄与することを目的としている。

* 技能五輪全国大会・技能五輪国際大会

技能五輪全国大会は、青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会である。目的は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、大会開催地域の若年者に優れた技能を身近にふれる機会を提供する等、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることにおかれている。全国大会の出場選手は、各都道府県職業能力開発協会等を通じて選抜された者 (原則 23 才以下) とされており、国際大会が開催される前の年の大会は、国際大会への派遣選手選考会を兼ねている。

* BCP: Business Continuity Plan (事業継続計画)

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

* BCP策定大阪府スタイル

中小企業庁は、令和元年 7 月から BCP 策定に至るまでの入口として、認定されると低利融資や税制優遇等の支援策が受けられる「事業継続力強化計画」(以下、「強化計画」という。)を創設し、大阪府では、事業継続のために最低限これだけは決めておくべき項目に絞り込んだ様式「超簡易版 BCP『これだけは!』シート」(以下、「府シート」という。)を令和元年 12 月に公表した。この「府シート」の記入と「強化計画」の認定取得の両方を行うことを『BCP策定大阪府スタイル』と命名し、大阪府と近畿経済産業局が連携・

推進することで、各ツールの利用者の増加を図り、府内中小企業者等のBCP策定率向上、災害対応力向上を図る。

*** サプライチェーン**

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

*** パートナーシップ構築宣言**

連合会長、経団連会長、日商會頭および関係大臣（内閣府・経済産業省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省）による「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」で創設が決定されたもので、取引先と共存共栄・連携関係を築くために、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言するもの。サプライチェーン全体で適正な取引が行われることで、それぞれの企業が成長し、業績も向上する好循環を生み出すことが期待されている。

*** 公契約条例**

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市として神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県として奈良県で初めて制定された。

*** 総合評価入札制度**

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。

大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用等の視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

*** 中核的労働基準**

労働に関する最低限の基準を定めたものであり、「結社の自由・団体交渉権の承認」「強制労働の禁止」「児童労働の禁止」「差別の撤廃」の4分野がある。この基準は、国連の専門機関として労働問題を取り扱うILO（国際労働機関）によって定められている。

*** 人権デュー・デリジェンス**

人権に対する企業としての適切で継続的な取り組み。人権に関わるリスクが発生しているかを特定し、リスクを分析・評価して適切な対策を実行するプロセスのこと。

人権侵害の例は、「賃金の不足・未払い」「過剰・不当な労働時間」「社会保障を受ける権利の侵害」「ハラスメント」「強制労働」「児童労働」「外国人の権利侵害」「差別」などがある。

*** 関西蓄電池人材育成等コンソーシアム**

蓄電池・材料の国内製造基盤として、サプライチェーン全体で約3万人、蓄電池に係る人材を育成・確保していく目標が掲げられている。蓄電池関連産業が集積している関西エリアにおいて、産業界、教育機関、自治体、支援機関等が参画する「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」を設立（事務局：近畿経済産業局）。

本コンソーシアム（共通目的のために集まった共同事業体）では、産学官が抱える人材育成・確保に係る現状と課題を共有した上で、目指すべき人材像の具現化を図るとともに、蓄電池に係る人材育成・確保の取り組みについて議論。関西エリアを中心として、令和6年度を目処に、工業高校や高専等での教育カリキュラムの導入、産総研など支援機関における教育プログラムを本格的に開始するべく取り組みを検討する。

3. 福祉・医療・子育て支援

*地域包括ケア

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供すること。

*大阪府高齢者計画 2024（仮称）

「大阪府高齢者計画 2024（仮称）」は、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生き生きと暮らせる社会を構築するため、令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「介護保険事業支援計画」、「老人福祉計画」、「介護給付適正化計画」、「認知症施策推進計画」を一体的に策定するもの。

医療、福祉、介護等の専門家や有識者で構成する「大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会」で、現行計画である「大阪府高齢者計画 2021」の取組み状況を踏まえ、協議を行い、パブリックコメントを経て、令和 6 年 3 月に計画を策定予定である。

*生活困窮者自立支援制度

2013（平成 25）年 12 月、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）が成立し、2015（平成 27）年 4 月より施行された。

生活困窮者自立支援制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への自立支援策を強化するもの。生活困窮者の多くは、複合的な課題を抱えており、このような生活困窮者に適切な支援を行うため、自治体では、その実情に応じて包括的な支援体制を構築することが必要となっている。そこで、生活困窮者に対する包括的な支援は、中核となる自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業等の任意事業や他制度・他事業による支援及び民生委員や自治会等のインフォーマルな支援を総合的に実施している。自治体では、任意事業の積極的な実施や地域資源との連携等が求められている。

*セーフティネット住宅

高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保に配慮が必要な人は今後も増加する中、住宅セーフティネットの根幹である「公営住宅」は大幅な増加が見込めない。一方で民間の空き家・空き室は増加しており、それらを活用した新たな住宅セーフティネット制度が 2017 年 10 月から開始。大きな柱として、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援、を掲げている。

*住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯（妊婦含む）、外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、北朝鮮拉致被害者等、犯罪被害者等、生活困窮者、更生保護対象者、東日本大震災による被災者、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBTをはじめとする性的マイノリティ、U I J ターンによる転入者、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者（大阪府居住安定確保計画における範囲）

*AYA世代

Adolescent and Young Adult（思春期・若年成人）の頭文字をとったもので、主に、思春期（15 歳～）から 30 歳代までの世代を指す。AYA 世代で発症するがんの特徴としては、「希少がん（新規に診断される症例の数が 10 万人あたり年間 6 例未満のがん）」と呼ばれる珍しいがんが多い。また、学業、就職、結婚など、大きなライフイベントが集中する時期でもある。

*第 4 期大阪府がん対策推進計画

がん対策基本法第 12 条第 1 項に基づく都道府県計画であり、がん対策に関する大阪府の施策の方向を明らかにする行政計画。第 4 期計画では 2024（令和 6）年度から 2029（令和 11）年度までの 6 年間の計画期間としている。

基本理念として「がんになっても適切な医療を受けられ、安心して暮らせる社会の構築」を掲げ、その実

現に向け「がん死亡率の減少」、「がん罹患率の減少」、「がん生存率の向上」、「がん患者や家族の生活の質の維持」を全体目標としている。

*** 健活 10**

大阪府が推進する健康づくりのための取り組みで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標に、府民の健康づくりの一層の機運醸成をはかることを目的としている。

*** 大阪版健康マイレージ事業 “おおさか健活マイレージアスマイル”**

大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業における、府民向けサービスの名称。18歳以上の府内在住者が参加でき、専用スマートフォンアプリ「アスマイル」をダウンロードすることで、ウォーキングや特定健診の受診、健康イベント等に参加ができる。健康活動に対してポイントが付与され、さまざまな特典と交換ができる。

*** 二次医療圏**

都道府県が医療政策を立案するために、一次・二次・三次の医療圏を設定している。

一次医療圏は診療所などの外来を中心とした日常的な医療を提供する地域区分で、原則は市区町村が中心。

三次医療圏は、重度のやけどの治療や臓器移植など特殊な医療や先進医療を提供する単位で、北海道を除いて各都府県がひとつの区域となる。

二次医療圏は、救急医療を含む一般的な入院治療が完結するように設定した区域である。人口や入院患者の流出入の状況に基づき、通常は複数の市区町村で構成する。医師数や病床数などの計画は二次医療圏をベースにしており地域医療の基本的な単位といえる。

医療の高度化や医師の偏在が進んでいることから、政府は「病院完結型」から「地域完結型」の医療に体制を移行しようとしている。医師の確保策や病院再編の検討も、二次医療圏を軸にして進められている。

*** 地域包括支援センター**

介護・医療・保健・福祉等の側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であり、各市町村が設置主体。

専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援等の相談に応じる。介護保険の申請窓口も担っている。

*** ビジネスケアラー**

仕事をしながら家族等の介護に従事する人。ピークを迎える 2030 年時点では約 318 万人になると推計されており、労働力の低下に拍車がかかる懸念がされている。

*** 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業**

指導員の勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助することで、一般的に他業種に比較して低いといわれている学童保育指導員の賃金を上げると共に、指導員の学びに応じた賃金制度を実施しやすくすることにより保育の質を高めることをねらいとしている。なお、市町村が実施主体となる。

*** 企業主導型保育（事業）**

2016 年に内閣府が開始した助成制度で、企業が主に従業員向けに保育施設を整備するための事業。自治体の認可は必要ないため、認可外保育施設に位置づけられるが、基準を満たせば整備費の 75%相当と運営費の助成が受けられる。

*** 第 2 次大阪府子ども貧困対策計画**

大阪府においては、教育、就労、生活支援など各分野の総合的な取り組みにより、子どもの貧困対策を推進するため、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下、「子どもの貧困対策推進法」という。）

第 9 条に基づき、平成 27 年 3 月に第 1 次子どもの貧困対策計画を策定した。さらに、企業等とも連携しな

がら引き続き総合的な取り組みを進めるとともに、市町村における地域の実情に応じた取り組みを後押しし、すべての子どもたちが同じスタートラインに立って将来をめざすことができるよう、第2次子どもの貧困対策計画（令和2年度から6年度）を策定。

***子ども食堂**

「子ども食堂」とは、子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂であり、おなかをすかせた子どもへの食事提供から、孤食の解消、滋味豊かな食材による食育、地域交流の場づくりと、さまざま。

コロナ禍において、こども食堂は居場所としての開催は難しくなったが、それでも日頃からのつながりを生かし、お弁当や食材等の配布などのフードパントリーの活動などに変え、子ども・子育て世帯等とのつながりを守り、活動を続けている。

***子どもの権利条約**

世界中すべての子ども達がもつ権利を定めた条約。1989年に国連総会で採択され、196の国・地域で締約し日本は1994年に批准している。

子どもが大人と同じように一人の人間として持つ権利を認めるとともに、成長過程にあって保護・配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。

***こども基本法**

すべてのこどもや若者が将来にわたって幸福な生活ができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的として、2023年4月施行された法律。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見反映について定めている。

***児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）**

児童虐待の防止を目的として2000年に制定された法律。親権者らによる体罰禁止が明記されており、児童相談所の子どもの一時的保護を担当する部署と、保護者の相談を受ける部署を分け、虐待事案への対応力を高めること等が盛り込まれている。

***オレンジリボン運動**

「オレンジリボン」は児童虐待防止運動のシンボルであり、児童虐待を根絶することをめざした運動。

***ヤングケアラー**

法令上の定義はないが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護・感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもを指す。

4. 教育・人権・行財政改革施策

***スクールカウンセラー（SC）**

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

***スクールソーシャルワーカー（SSW）**

児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職。児童・生徒が抱える問題には、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などがある。

スクールソーシャルワーカーは、学校、家庭、地域で暮らしやすい生活の支援や福祉制度の活用などを通して、児童・生徒の支援をおこなっている。

***奨学金返済支援制度**

都道府県や地方公共団体（市区町村）、企業等が主体で行っており、条件付きで返還の一部を肩代わりし、経済的負担・心理的負担の軽減に繋がる。

***大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例**

人種又は民族を理由とする不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生むことにつながる許されない行為であることから、大阪府は2019（令和元）年11月1日、ヘイトスピーチをなくし、全ての人がお互いに違いを認めあい、尊重しあう共生社会づくりをめざして、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」）を施行した。

***インターネットリテラシー**

インターネットの情報・事象を正しく理解し、適切に判断、運用できる能力。プライバシー保護やセキュリティ対策が行えることや、対面ではしないであろう差別的な発言や誹謗・中傷などを行わないこと、など。

***新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**

令和2年度に創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、創設された交付金。

本交付金は、自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、各自治体の判断により、感染症対策等に自由に使うことができる仕組みになっている。

***情報格差**

一般に、情報通信技術（IT）（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差を指す。

***マイナンバー制度**

①国民の利便性の向上、②行政の効率化、③公平・公正な社会の実現 などの観点から、社会保障、税、災害対策の分野を中心に、複数の機関が保有する個人の情報について、同一人の情報であることを効率的に確認するとともに、それらを活用するための制度。

***共通投票所制度**

通学区域など地域ごとの投票所のほかに、駅前や大型商業施設など、だれでも投票可能な共通の投票所を設置できる制度。平成28年（2016）の公職選挙法改正により設置。

ただし、「二重投票の防止」にかかるコストがかかる。

***記号式投票**

地方公共団体の首長・議会選挙においては、条例で定めることで記号式投票を採用可能。但し、点字・期日前・不在者投票は除外され、投票当日の投票のみ可能。

あらかじめ候補者名や政党名が書かれた投票用紙に、投票者が何らかの定められた記号（○やチェック）を記す投票方式。マークシートやパンチカード、電子投票などもこれに当たる。

兵庫県神戸市では、2021年4月に「神戸市長選挙における記号式投票に関する条例」が施行され、同年10月執行分から導入された。2013年・2017年と5割未満だった投票率は53.85%となった。

***主権者教育**

国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと（総務省「主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ」）。子どもたちが政治・社会に関心を持ち、それを自分事として考えたうえで選挙等に主体的に参加する意識を養う教育。

5. 環境・食料・消費者施策

***おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度**

飲食の提供や食材等を販売する企業等が、食品ロス削減に積極的に取り組み、販売活動を通じて食品ロ

ス削減に係る消費者等への啓発活動を実施する際に、大阪府が取り組みを協力・支援し、広く食品ロス削減の啓発を進めることを目的とした制度。

*3010 運動

宴会時の食べ残しを減らすキャンペーン。乾杯後 30 分は席を立たずに料理を味わい、お開き 10 分前に自席に戻って料理を残さず食べようというもの。

*食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）

2019 年 5 月 24 日成立、同 5 月 31 日に公布された法律。

食品ロスの削減に関し、国・地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

*フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

*カスタマーハラスメント

従業員に対する暴言や土下座強要、ネットへの誹謗中傷の書き込み等、顧客による過剰で悪質なクレームや迷惑行為のこと。

*「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするとしている。

こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつある。

※実質排出量ゼロ（カーボンニュートラル）：CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡（プラスマイナスゼロ）を達成すること。実現した社会を「脱炭素社会」と称する。

*脱炭素先行地域

2050 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO₂ 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、日本全体の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとされる。先行的な取り組みを実施し、各地の創意工夫を横展開する。

*2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン政調戦略

グリーン成長戦略では、産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される 14 の重要分野について実行計画を策定し、国として高い目標を掲げ、可能な限り具体的な見通しを示している。

- ・エネルギー関連産業… ①洋上風力・太陽光・地熱 ②水素・アンモニア ③次世代熱エネルギー
④原子力
- ・輸送・製造関連産業… ⑤自動車・蓄電池 ⑥半導体・情報通信 ⑦船舶
⑧物流・人流・土木インフラ ⑨食料・農林水産業 ⑩航空機
⑪カーボンリサイクル・マテリアル
- ・家庭・オフィス関連産業… ⑫住宅・建築物・次世代電力マネジメント ⑬資源循環関連
⑭ライフスタイル関連

***「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」**

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を2021年3月に策定。なお、本計画は気候変動適応法第12条の規定に基づく「大阪府気候変動適応計画」としても位置付けている。

***再生可能エネルギー**

「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると思われるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

***スマートグリッド**

IT技術を活用し、発電所の「供給側」と家庭や事業所などの「需要側」の電力需給を自動制御し、需要に応じて供給側・需要側の双方から発電施設からの電力量をコントロールできる技術を持った次世代電力供給システムのこと。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

***避難行動要支援者**

2013年6月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

***クロスセクター効果**

「地域公共交通の運行に対して行政が負担している財政支出」と「地域公共交通を廃止したときに追加的に必要となる分野別代替費用（例：路線バスに代わり、スクールバスや病院送迎バスを実施するための費用）」というコスト同士を比較するもの。

***大阪スマートシティパートナーズフォーラム**

「大阪モデル」のスマートシティの実現に向けた推進体制として、企業やシビックテック、府内市町村等と連携して設立された。

※シビックテック（C i v i c T e c h）：シビック（C i v i c：市民）とテック（T e c h：テクノロジー）をかけあわせた造語。市民自身が、テクノロジーを活用して、行政サービスの問題や社会課題を解決する取り組み。

以上

発行
住所

㊤ 連合大阪大阪南地域協議会

〒59010076

大阪府堺市堺区北瓦町2丁3番8号

堺東北條第2ビル6階 ユニオンセンター堺